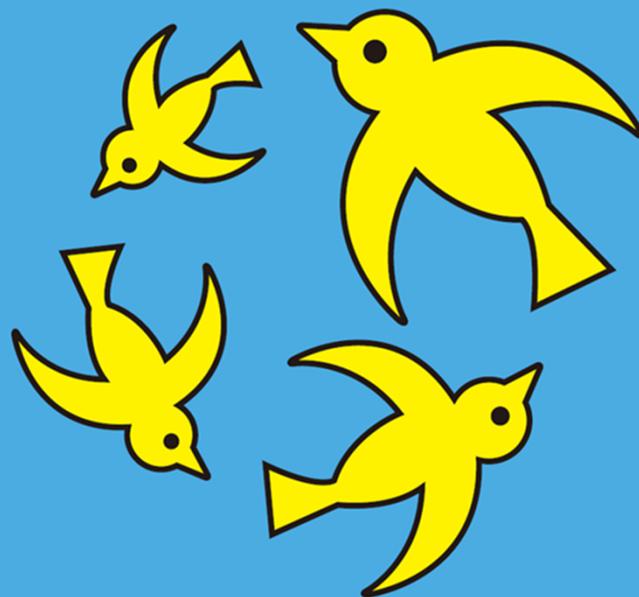


新しい学習指導要領

生きる力

学びの、その先へ

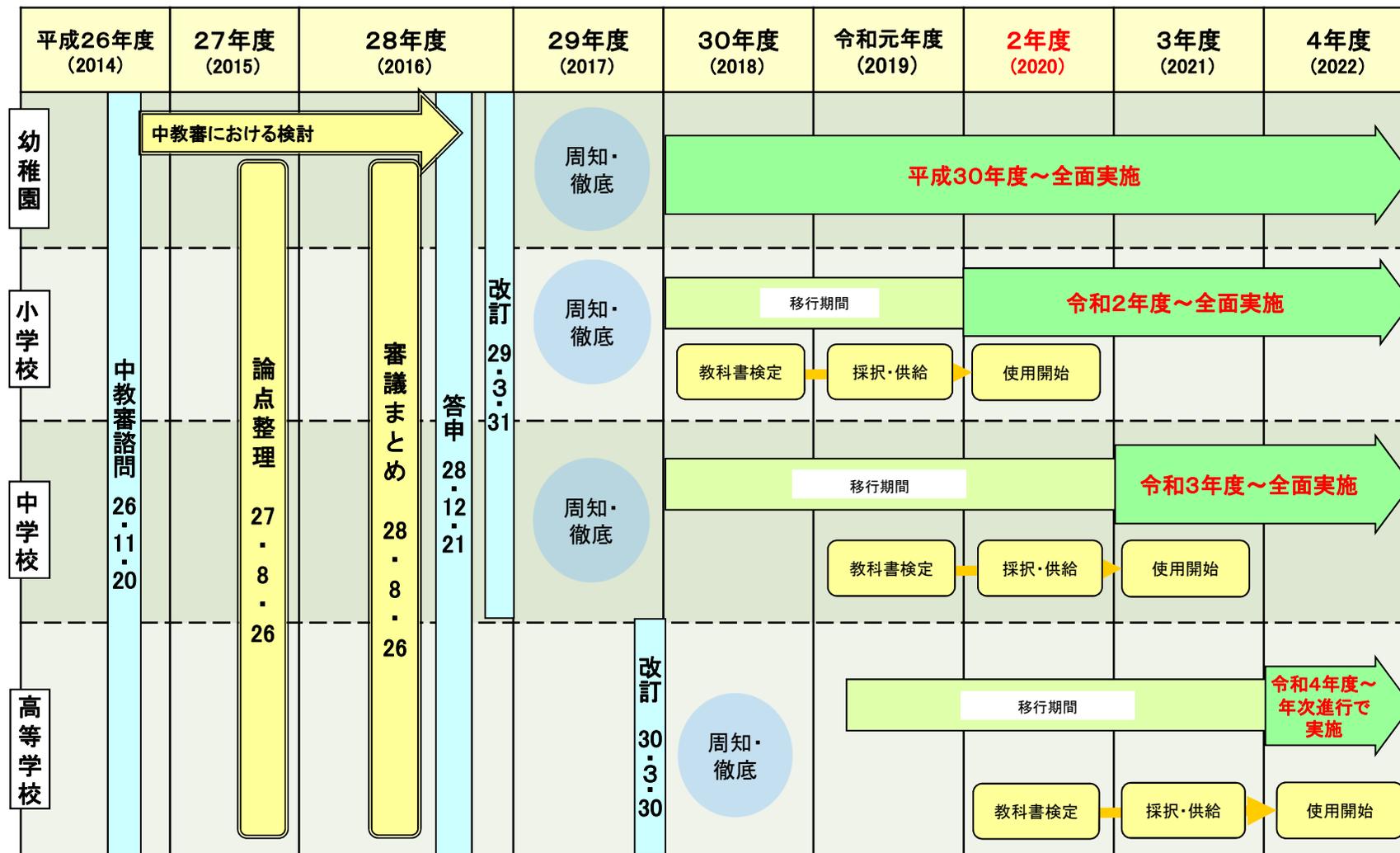


新学習指導要領について



文部科学省

学習指導要領改訂に関するスケジュール



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
 特別支援学校学習指導要領(高等部)は、平成31年2月4日に改訂告示を公示。

学習指導要領改訂の考え方



新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

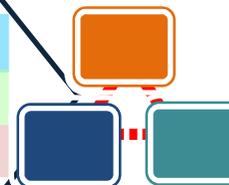
各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

主体的・対話的で深い学びの実現(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善)について(イメージ)



「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにする。

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



主体的な学び
対話的な学び
深い学び

学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。



【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

道徳の「特別の教科」化(学習指導要領の一部改正)

- ・教育再生実行会議の提言(平成25年)や中央教育審議会の答申(平成26年)を踏まえ、学習指導要領の一部を改正し「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「**特別の教科 道徳**」(「**道徳科**」)**(引き続き週1時間)として新たに位置付ける**(平成27年3月)
- ・小学校は平成30年度、中学校は令和元年度から全面実施

【特別の教科】

道徳は、**学級担任が担当**することが望ましいと考えられること、**数値などによる評価はなじまない**と考えられることなど、各教科にない側面があるため、「特別の教科」という新たな枠組みを設け、位置付ける。

具体的なポイント

- ☑ 道徳科に**検定教科書を導入**
- ☑ 内容について、**いじめの問題への対応の充実**や**発達の段階をより一層踏まえた体系的なもの**に改善
 - 「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校(低学年～高学年)に追加
- ☑ **問題解決的な学習**や**体験的な学習**などを取り入れ、**指導方法を工夫**
- ☑ 数値評価ではなく、**児童生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます評価(記述式)**

指導要録の様式例は示すが、調査書(いわゆる内申書)には記載せず、**中学校・高等学校の入学者選抜に使用しない**

※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

小・中学校「特別の教科 道徳」に係る評価について



○新学習指導要領(特別の教科 道徳)

児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。

ただし、数値などによる評価は行わないものとする。



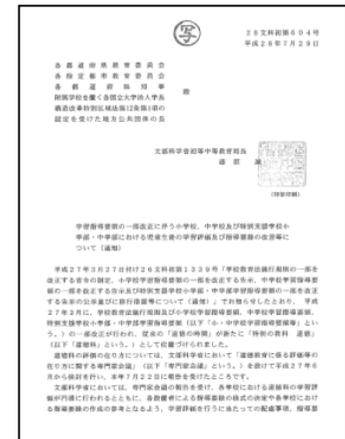
道徳科の学習評価の在り方、指導要録の参考様式について、
平成28年7月29日付で都道府県教育委員会等に通知

【基本的な考え方】

- 数値による評価ではなく、記述式とすること、
- 個々の内容項目ごとではなく、大くくりなまとまりを踏まえた評価とすること、
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価(※1)として行うこと、
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- 調査書(いわゆる内申書)に記載せず、中学校・高等学校の入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要(※2)

※1 観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子どもたち一人一人のよい点や可能性、
進歩の状況について評価

※2 平成30年3月30日付事務連絡において、再周知



道徳の質的転換によるいじめの防止に向けて

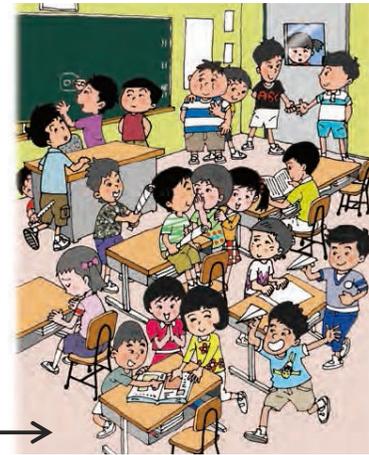
いじめについて考え、議論する積極的な取組の例

中1 道徳の授業で出たいじめに関する意見を学級通信で紹介し、考えを広げ深める授業 「考え、議論する道徳フォーラム」(H28.7.27読売新聞東京本社主催、文部科学省委託)発表事例より

↑1時目 ↓ 「いじめはなぜ起こるのか」「いじめられる側にも問題があるのだろうか」を議論[本音を引き出す] → 学級通信で意見を紹介(可視化) → ↑2時目 ↓ いじめる側にいた教材の主人公が、いじめられる側の気持ちに立って思ったことを元に → 学級通信で意見を紹介(可視化) → 「本音の議論をした上で「いじめはいまがない」という認識を共有」「学級でいじめが起ころうな時に、学級通信を再度読み直させる」

小6 傍観者、いじめる側、いじめられる側のそれぞれの視点に立って考える授業 「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」柳沼良太岐阜大学准教授発表事例より

《問題場面》教材: 私たちの道徳(小学校5・6年)より「そうじの時間」
Aさん(傍観者) Bさん(いじめる側) Cさん(いじめられる側)
ごみ箱を運ぶ当番 「C、おまえが行けよ」 ごみ箱を押し付けられる → 「「あなたがAさんならどうしますか」「あなたがCさんならどうしますか」を問い、どのように行動したらよいかを考える。」



小5 問題場面において「何が問題だったのか」「自分ならばどうするか」を問う授業 「考え、議論する道徳フォーラム」(H28.7.27読売新聞東京本社主催、文部科学省委託)発表事例より

《問題場面》教材: 私たちの道徳(小学校5・6年)より「知らない間の出来事」
主人公が友達に「転校してきた女の子が携帯電話を持っていない」と伝えたら、「前の学校で仲間外れにされていた」と歪曲して伝言されてしまう。 → 「「何が問題だったか」「どうすれば問題を回避できたか」様々な可能性を考え、相手も自分も幸福になれる関係を大切にする。」

小4 教室の風景を描いた絵を見て、どこに問題があるのか考えさせる授業 「わたしたちの道徳」(小学校3・4年)増補版より

子供たちが遊んでいる休み時間の教室を描いた絵(右図)を見て、どこが問題なのか(いじめやいじめにつながるものは何か)考えさせる →

小2 役割演技を通して、仲間はずれにする側の気持ち、される側の気持ちを考える授業 「初等教育資料」(平成28年5月号)掲載事例より

《問題場面》教材: わたしたちの道徳(小学校1・2年)より「およげないりすさん」
かめ・あひる・白鳥は、池の中の島へ泳いで遊びに行こうとする。泳げないりすから「いっしょにつれて行ってね」と頼まれるが断って行ってしまふ。 → 「「仲間はずれしようとする役(あひる)」と「一緒に連れていこうとする役(白鳥)」といった立場を演じることで「平等な優しさで接することができたときの気持ち」などを「実感を持って理解する。」

高1 特活 インターネットの書き込み例をもとに議論した後、新聞記事で事例を読んで考える授業 「いじめの問題に対する取組事例集」(平成26年11月)掲載事例より

《問題場面》友達にこう書き込まれたら何と思うか。教材: いじめを苦しめた自殺に関する新聞記事
『本当にもう一緒に行動するのがイヤ。まじでうざい。…思っても直接は言えない。まじ苦痛…』 → 体が弱く学校を休みがちだった中3女子。運動会を前に登校に意欲を見せるも、誹謗する匿名の書き込みで傷つき、自ら命を絶つ → 「これまでのネット利用を振り返る。匿名の書き込みによるいじめの理不尽さに気付く。」

「考え、議論する道徳」への転換を全国の学校、学級において実現させる

- 優れた取組例の共有のためのアーカイブセンター(仮称)の構築(H28年度中に公開予定)
→いじめの具体的な場面を考え、議論させる様々な取組を共有し、研修等に活用
- 学校教育全体で行う道徳教育としての取組の促進
→例)道徳科と特別活動(学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事)等とで補助教材を共通に活用する

「道徳教育アーカイブ」映像資料について

道徳科への疑問や不安



どんな授業が期待されているんだろう…
「考え、議論する」授業作りの工夫が知りたい…
学習評価をどのように行ったらよいかわからない…

「考え、議論する」道徳授業づくりの参考となる、
授業と工夫のポイントの例を映像で紹介します

<https://doutoku.mext.go.jp/>

道徳教育アーカイブ

検索



役割演技を通して「仲間はずれや不公平」を
しないことのよさを学ぶ授業



思考ツールで多様な意見を引き出し、
大事にしたい「伝統」を考える授業



「いじめ」について正面から問い、
自分のこととして多面的・多角的に考える授業



体験的な学習を通して「礼儀」について
多面的・多角的に学ぶ授業



パラリンピック選手の挑戦を題材に、
「よりよく生きる喜び」を問う校長先生の授業



「幸福とは何だろう」という問いから考え、
議論し、多様な価値観に気づく授業

1本20分程度の映像を見て「自分ならばこう工夫する」ということを話し合うような、「考え、議論する」校内研修にぜひご活用ください。
このほか、各都道府県教育委員会等提供の実践例(指導案)、いじめを扱う実践例、指導資料・郷土教材を掲載しています。

プログラミング教育の充実



平成20～21年改訂 学習指導要領

小学校 明記していない
※学校の判断で実施可能

中学校 技術・家庭科(技術分野)
・「プログラムによる計測・制御」が
必修

高等学校 情報科
・「社会と情報」「情報の科学」の2
科目からいずれか1科目を選択
必修
・「情報の科学」を履修する生徒の
割合は約2割(約8割の生徒は、高
等学校でプログラミングを学ばずに卒
業する)

学習指導要領改訂

平成29～30年改訂 学習指導要領

小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面实施、
高等学校は令和4年度入学者より学年進行で実施

「情報活用能力」※を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、
教科等横断的に育成する旨を明記するとともに、小・中・高等学
校を通じてプログラミング教育を充実

※「情報活用能力」は、コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力
であり、さらに、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資
質・能力等も含むもの(学習指導要領解説の要約)

小学校 必修化

- ・ 総則において、各教科等の特質に応じて、「プログラミングを体験しながら、
コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に
付けるための学習活動」を計画的に実施することを明記
- ・ 算数、理科、総合的な学習の時間において、プログラミングを行う学習場面
を例示

中学校 技術・家庭科(技術分野)

- ・ プログラミングに関する内容を充実(「計測・制御のプログラミング」に加え、
「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」につい
て学ぶ)

高等学校 情報科

- ・ 全ての生徒が必ず履修する科目(共通必修科目)「情報Ⅰ」を新設し、全
ての生徒が、プログラミングのほか、ネットワーク(情報セキュリティを含む)
やデータベースの基礎等について学ぶ
- ・ 「情報Ⅱ」(選択科目)では、プログラミング等について更に発展的に学ぶ

小学校プログラミング教育に関する文部科学省及び未来の学びコンソーシアムの取組

新小学校学習指導要領において、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを明記（**小学校プログラミング教育必修化**）

小学校プログラミング教育のねらい

小学校プログラミング教育の手引（第三版）

小学校プログラミング教育の円滑な実施に向け基本的な考え方などを分かりやすく解説
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1403162.htm



小学校プログラミング教育に関する研修教材 小学校プログラミング教育の概要

小学校プログラミング教育の概要について10分程度の動画で解説
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416408.htm



具体的な準備

小学校を中心とした教育ポータル

教材や環境の整備等に関する情報を提供
<https://miraino-manabi.jp/>



- 2020年度から使用される教科書の中のプログラミング
- 理科教育設備費等補助金を活用したプログラミング教材の整備等
- プログラミング教育に関する教育委員会等の取り組み例

令和元年度市町村教育委員会 担当者等セミナー配付資料

令和元年度市町村教育委員会担当者等セミナーでの説明資料の一部を公表
・文部科学省による行政説明
・具体的な取組方法についての説明
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416328.htm



指導案等

小学校を中心とした教育ポータル

実践する際に参考となる情報を提供
<https://miraino-manabi.jp/>



- 実践事例
各教科等A分類6例、B分類9例、C・D・E・F分類の事例も掲載。
- ワークシート
- 教材情報
- 教科調査官等インタビュー

「みらプロ」（企業と連携し、「プログラミングが社会でどう活用されているか」に焦点を当てた総合的な学習の時間における指導案等の提供を行う取組）に関する情報を提供
<https://mirapro.miraino-manabi.jp/>



プログラミングの体験

小学校プログラミング教育に関する研修教材
（プログラミング教育を行う際に必要となる基本的な操作等に関する教材）

基本的な操作方法について10分程度の動画で解説
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416408.htm



中学校・高等学校における情報教育に関する取組

- 新中学校学習指導要領において、技術・家庭科（技術分野）において**プログラミングに関する内容を充実。**
- 新高等学校学習指導要領において、**情報科において共通必修科目「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒がプログラミングのほかネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習。「情報Ⅱ」（選択科目）では、プログラミング等について更に発展的に学習。**

中学校 技術・家庭科（技術分野）

現行学習指導要領	新学習指導要領
D 情報に関する技術	D 情報の技術
(1) 情報通信ネットワークと情報モラル	(1) 生活や社会を支える情報の技術
(2) デジタル作品の設計・制作	(2) ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題の解決
(3) プログラムによる計測・制御	(3) 計測・制御のプログラミングによる問題の解決
	(4) これからの社会の発展と情報の技術の在り方

高等学校 情報

現行学習指導要領	新学習指導要領
社会と情報 情報機器や情報通信ネットワークの適切な活用、情報化が社会に及ぼす影響の理解等を重視	情報Ⅱ 「情報Ⅰ」の基礎の上に 選択履修
情報の科学 情報や情報技術の活用に必要な科学的な考え方、情報社会を支える情報技術の役割の理解等を重視	情報Ⅰ 全ての生徒が共通必修
※いずれか1科目を選択必修※	※「情報の科学」を履修する生徒の割合は約2割（約8割の生徒は、高等学校でプログラミングを学ばずに卒業）
	全ての生徒が、プログラミングやモデル化・シミュレーション、ネットワーク（関連して情報セキュリティを扱う）とデータベースの基礎等について学ぶ。

円滑な実施に向けて

● 中学校技術・家庭科（技術分野）内容「D 情報の技術」におけるプログラミング教育実践事例集

指導の充実を図るため、

- (1) 生活や社会を支える情報の技術
- (2) ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題の解決
- (3) 計測・制御のプログラミングによる問題の解決

の項目における優れた取組を掲載。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00617.html



● 高等学校情報科「情報Ⅰ」教員研修用教材

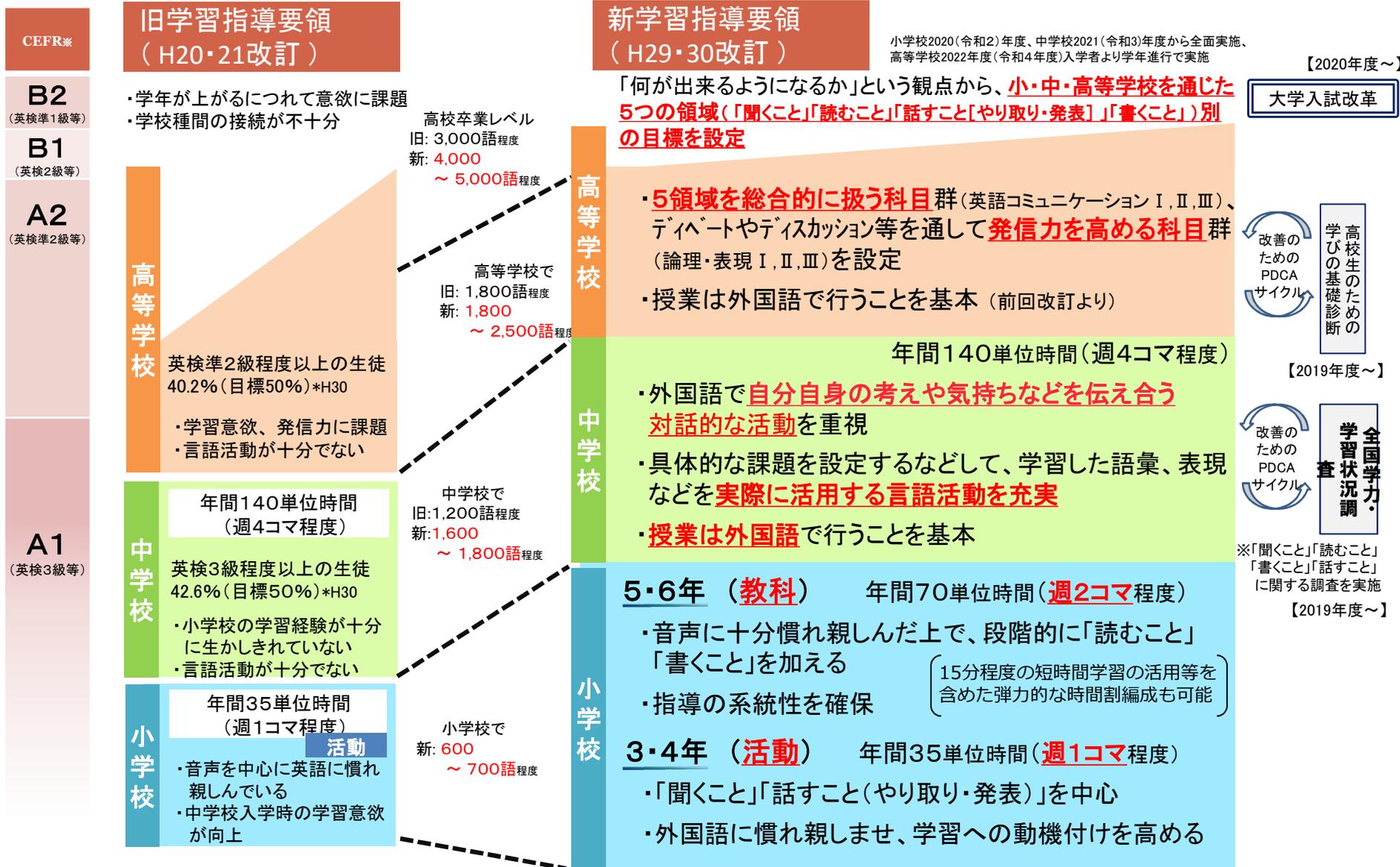
情報科担当教員の指導力向上を推進するため、**都道府県等の研修や担当教員が個人で活用できるよう、ワークシート・サンプルコード・サンプルデータなどを掲載。**

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416746.htm



- 免許外教科担任の縮小に向けた指針の作成・周知
- 教員研修用教材の作成、情報教育関係教科における免許外教科担任を減少に向けた調査研究等について令和2年度政府予算に必要₁₀な経費を計上。

外国語教育の抜本的強化イメージ



小学校2020(令和2)年度、中学校2021(令和3)年度から全面实施、高等学校2022年度(令和4年度)入学者より学年進行で実施

【2020年度~】

大学入試改革



【2019年度~】



※「聞くこと」「読むこと」「書くこと」「話すこと」に関する調査を実施

【2019年度~】

※CEFR：欧州評議会（Council of Europe）が示す、外国語の学習や教授等のためのヨーロッパ共通参照枠を言う。英検との対照は日本英語検定協会が公表するデータによる。

小学校における外国語教育の指導体制の充実

マーカー部分は令和2年度政府予算関係

新学習指導要領全面实施に向けた取組

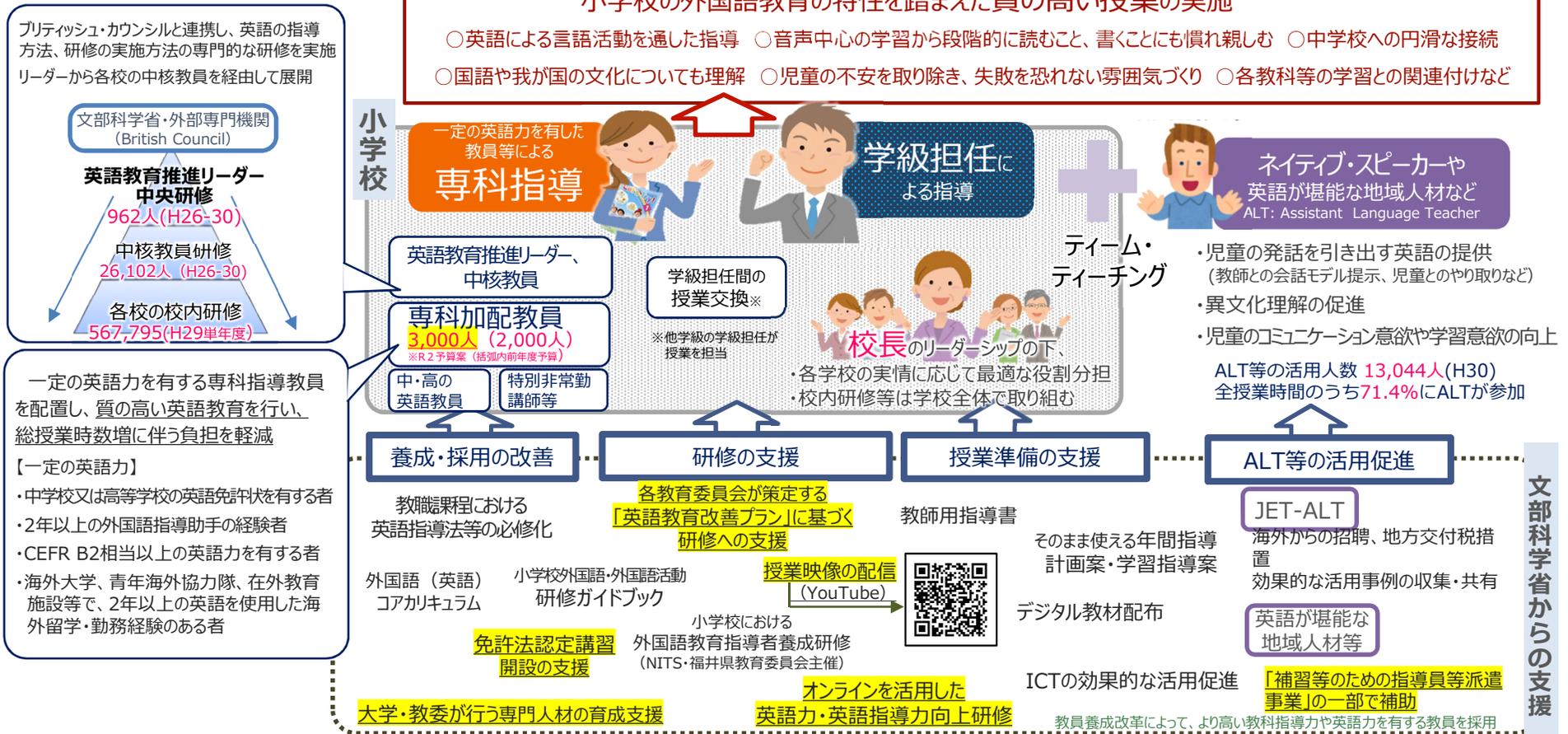
小学校外国語教育の特性を踏まえ、各学校の実態に応じて、学級担任による指導と一定の英語力を有した教員による専科指導を両輪として活かす。専科加配を効果的に活用するとともに、英語教育推進リーダーや中核教員を中心に、校内研修や授業準備等を推進。

中期的な方向性

小学校教員全体の外国語指導力の向上を図るとともに、専科指導を担当できる一定の英語力を有し、より質の高い英語教育を行うことができる人材の採用も計画的に進める

小学校の外国語教育の特性を踏まえた質の高い授業の実施

- 英語による言語活動を通じた指導
- 音声中心の学習から段階的に読むこと、書くことにも慣れ親しむ
- 中学校への円滑な接続
- 国語や我が国の文化についても理解
- 児童の不安を取り除き、失敗を恐れない雰囲気づくり
- 各教科等の学習との関連付けなど



スケジュールと今後の展開



小・中の円滑な接続と中学校における移行期間への対応

小学校で「音声」でのやり取り、「文字」にも慣れ親しむ学習を行ってきた児童が今後中学校へ入学する。
 また、2018年度から2024年度にかけて、毎年度、小学校での総学習量の異なる1年生を迎える。このため、
導入期の学習への工夫、「話すこと〔やり取り〕」の指導の充実が必要

2019年度の中1生は、中3年から新学習指導要領に移行するため、
新たに追加される文法事項や語彙数の増加に計画的に対応することが必要

○移行期間における教師用指導資料をHPで提供

- ・ 中学校第1学年の4月に「小中接続単元」として単元指導計画及び各単位時間における展開案
- ・ 「帯活動」（約10分間）でSmall Talkの実施を想定し、当該活動の年間計画及び単位時間における展開案



○小学校用新教材「Let's Try!」（中学年）及び「We Can!」（高学年）を全中学校に配布済（2018年度）

○生徒用補助教材“Bridge”を配布（2019年度配付済み）

- ・ 様々な話を読みながら、新しく追加される文法事項などについて学ぶことができる補助教材
- ・ QRコードから音声データを利用可能



小学校での学習量・内容が毎年違う

中学校への入学年度	生年	2020年度時点の学年	授業時数（単位時間）				小学校での総授業時数（単位時間）	学習指導要領		
			小3	小4	小5	小6		中1	中2	中3
2018	H17	中3			35	35	70	現行	現行	現行
2019	H18	中2			35	50～	85	現行	現行	新課程
2020	H19	中1			50～	50～	100	現行	新課程	新課程
2021	H20	小6		15～	50～	70	135	新課程	新課程	新課程
2022	H21	小5	15～	15～	70	70	170	新課程	新課程	新課程
2023	H22	小4	15～	35	70	70	190	新課程	新課程	新課程
2024	H23	小3	35	35	70	70	210	新課程	新課程	新課程

中学校に在学中に新課程に移行

※表中の～を付した数字は、移行措置に伴う最低授業時数（単位時間）を示す。

新学習指導要領に基づく外国語教育の実施に向けた支援 -Keep on Learning English!-

新学習指導要領における外国語教育を着実に実施できるよう、
児童生徒の学習、教師の自己研鑽の機会を確保できるよう支援します。



休業中の児童生徒のための 学習支援動画等の作成支援

文部科学省が作成した外国語教材“*We Can!*”,
“*Let’s Try!*”, “*Bridge*”の紙面・デジタルデータを
活用して、学習支援の動画を作成できます。

(詳しくは、下記事務連絡をご参照ください。)

活用事例



公益財団法人日本英語検定協会作成
「外国語」授業動画 (文部科学省協力)
<https://eigojoho.eiken.or.jp/>



令和2年4月15日付け事務連絡
「臨時休業期間における家庭学習支援動画の
作成・配信のための文部科学省作成教材の使用について」



“*We Can!*”, “*Let’s Try!*”
デジタル音声データへのリンク



中学校教材“*Bridge*”
音声データサイト
(本文・回答例の音声)



教師が学び続ける機会の確保

集合研修等に参加する機会がとれない状況においても、
指導力向上のために、学ぶ・情報を集める機会を支援。



文部科学省公式YouTubeチャンネル(MEXTchannel)
「**外国語教育はこう変わる!**」シリーズ動画(5/1現在24本)
新学習指導要領の解説、授業実践例を紹介。

オンライン・オフライン研修実証事業

外国語の指導方法をオンラインで学習できるプログラムを提供
(教育委員会を通して参加者募集予定)



外国語指導助手 (ALT) に関する支援

海外から来日しているALTが安心して業務を継続できるよう、
関係機関と連携して、情報発信や任用団体への通知を実施。



令和2年3月25日付け事務連絡
(ALTが勤務を継続できるよう、在宅勤務等のサービスにおける配慮
や、学校の休業中のALTが行うことが可能な業務などを依頼)



(一財)自治体国際化協会が、JET-
ALTに対してメールで情報を発信
多言語での新型コロナウイルス感染症に
関する情報発信も実施



MEXT Channel 外国語教育はこう変わる！シリーズ



授業ダイジェスト動画

新学習指導要領の全面実施に向けた、小・中・高等学校の授業実践例を紹介（授業研究会の様子も一部収録）

有識者・現場教員のインタビュー・対談動画

改訂のポイントや授業で大切にしたいことを確認

- ✓10～15分の短編集
- ✓PC、スマホ、タブレット視聴OK
- ✓移動時間に視聴
- ✓校内研修に活用



小学校外国語活動・外国語 研修ガイドブック実践編 教員の学習用動画コンテンツ

Small Talk



クラスルーム・イングリッシュ

発音トレーニング



基本英会話

スピーキング・トレーニング

教員支援機構（Nits）校内研修シリーズ



- ・新学習指導要領改訂のポイント
- ・小学校新学習指導要領に対応した新教材など



文部科学省 外国語教育 検索

新学習指導要領の周知・広報について



2020年度から順次実施される新学習指導要領実施に向けて、文部科学省では、保護者や地域の方々など多くの皆様への新学習指導要領の周知・広報活動を加速していきます。



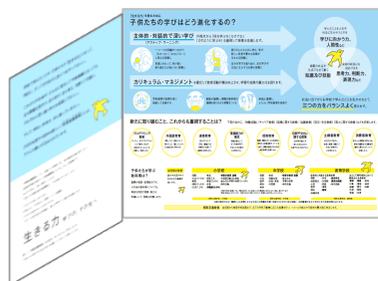
生きる力 学びの、その先へ

学習指導要領改訂に向けて示された中央教育審議会の答申（2016）では、学校教育が長年大切にしてきた「生きる力」を、現在とこれからの社会の文脈で改めて捉え直し、確実に育むことが求められると提言されています。

新しい学習指導要領に基づく学校教育により、子供たちが未来社会を切り拓いていくために必要な資質・能力を一層確実に育む——このことを「生きる力 学びの、その先へ」と表現しました。

以下のようなツールを作成し、周知・広報を進めていきます。

リーフレット



3分でイメージがつかめる動画



ウェブサイトのリニューアル



2019年2月13日「学習指導要領ウェブサイト」が新しくなりました！

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm



新学習指導要領リーフレット 制作後記～リーフレットを読み解くためのヒント～

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1414159.htm



学校における働き方改革の取組状況について

初等中等教育局財務課

勤務実態の現状と分析①

○教員の1週間当たりの学内勤務時間(※持ち帰り時間は含まない)



→ いずれの職種でも平成18年度の調査と比べて、勤務時間が増加している

平成18年度調査に比べて学内勤務時間が増加した理由

- ▶ 若手教師の増加
- ▶ 総授業時数の増加
(小学校:1.3コマ増、中学校:1コマ増)
- ▶ 中学校における部活動時間の増加
(平日:7分、土日:1時間3分)

○業務内容別の学内勤務時間(1日当たり)

平日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03
授業(主担当)	4:06	3:58	+0:27	3:05	3:11	+0:15
授業(補助)	0:19			0:21		
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13
生徒指導(集団)	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04
生徒指導(個別)	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26
学年・学級経営	0:23	0:14	+0:09	0:37	0:27	+0:10
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03
職員会議等	0:20			0:19	0:29	-0:04
個別打ち合わせ	0:04	0:31	-0:07	0:06		
事務(調査回答)	0:01			0:01		
事務(学納金)	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00
事務(その他)	0:15			0:17		
校内研修	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00
地域対応	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01
校外での会議等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01
その他校務	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08

土日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業(主担当)	0:07			0:03		
授業(補助)	0:01	0:00	+0:08	0:00	0:00	+0:03
授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導(集団)	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
生徒指導(個別)	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:09	1:06	+1:03
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:11	0:02	+0:09
学年・学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
職員会議等	0:00			0:00	0:00	±0:00
個別打ち合わせ	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務(調査回答)	0:00			0:00		
事務(学納金)	0:00	0:00	+0:02	0:00	0:02	±0:00
事務(その他)	0:02			0:02		
校内研修	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
地域対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
校外での会議等	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
その他校務	0:01	0:01	±0:00	0:04	0:03	+0:01

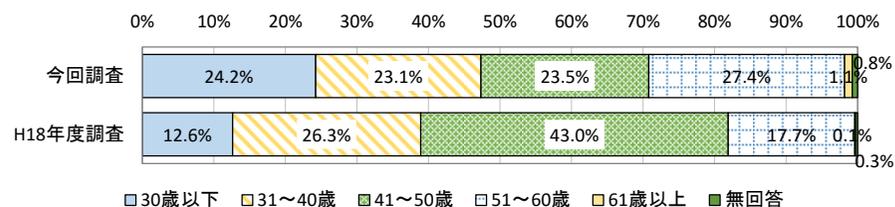
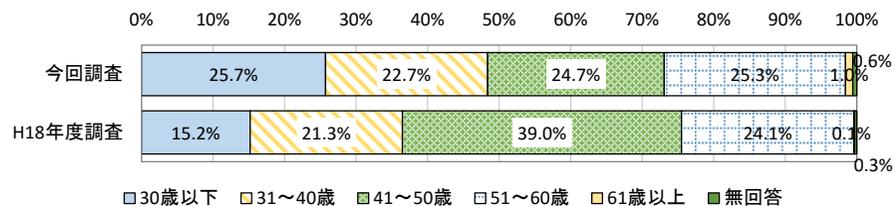
勤務実態の現状と分析②

○若手教師の増加

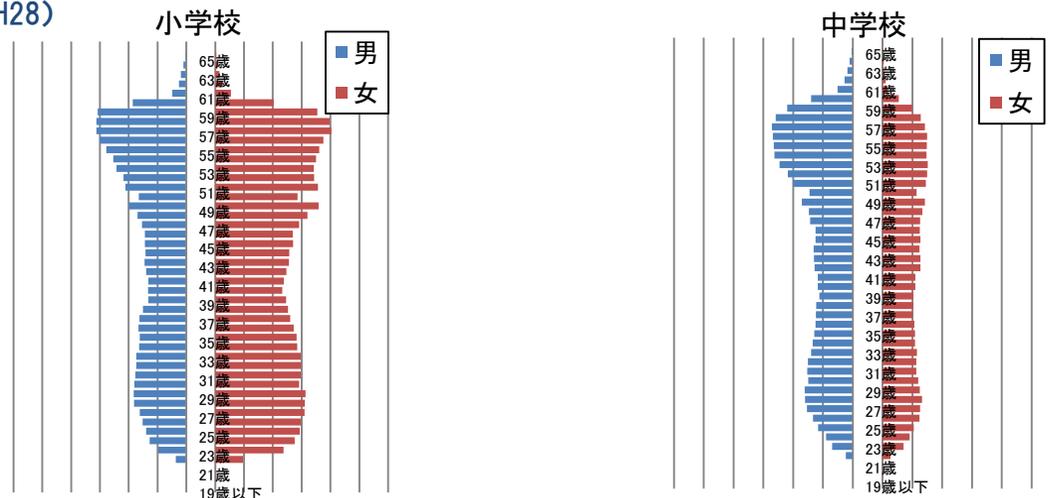
小学校教諭

年齢の前回調査との比較

中学校教諭



○教師の年齢構成(H28)



出典:平成28年学校教員統計

平成29年6月 中央教育審議会へ諮問

平成31年1月 中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」をとりまとめ

- 第1章 学校における働き方改革の目的
- 第2章 教員の勤務の長時間化の現状と要因
- 第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意欲した働き方の促進
- 第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- 第5章 学校の組織運営体制の在り方
- 第6章 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度
- 第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備
- 第8章 改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について①

学校における働き方改革の目的<第1章>

- 学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること
- 志ある教師の過労死等が社会問題になっているが、子供のためと必死になって文字通り昼夜、休日を問わず教育活動に従事していた志ある教師が、適切な勤務時間管理がなされていなかった中で勤務の長時間化を止めることが誰もできず、ついに過労死等に至ってしまう事態は、本人はもとより、その遺族又は家族にとって計り知れない苦痛であるとともに、児童生徒や学校にとっても大きな損失である。さらに、不幸にも過労死等が生じてしまった場合に、勤務実態が把握されていなかったことをもって、公務災害の認定に非常に多くの時間がかかり、遺族又は家族を一層苦しめてしまうような事例も報告されている。この点については、勤務時間管理の徹底や「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた各地方公共団体の規則等に基づく勤務時間管理の徹底、学校や教師の業務の明確化・適正化による勤務の縮減を図り、一刻も早く改善しなければならない。こうした志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、我々は、学校における働き方改革を実現し、根絶を目指して以下に述べる必要な対策を総合的に実施していく必要がある。

勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進<第3章>

- 労働安全衛生法の改正を踏まえ、勤務時間管理を徹底。公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定、その実効性を高めるための制度的工夫を行い改革の始点とする。
- ストレスチェックや産業医への相談等、労働安全衛生管理体制の整備を徹底。人事評価や学校評価を通じ、教職員一人一人の意識改革を進める。

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(平成31年1月25日文部科学省策定)

※改正給特法第7条を踏まえ、「指針」に格上げ(令和2年1月17日文部科学省告示)

○本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる 在校時間を対象とすることを基本とする(所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く)。

校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について 外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として、本ガイドラインにおける「勤務時間」とする(休憩時間を除く)。

○上限の目安時間

① 1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内 ② 1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内(連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月まで)

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について②

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化<第4章>

○ これまで学校が担ってきた業務について、**仕分けを実施**。
(右表の通り)

○ 業務の明確化・適正化は、学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務削減することではなく、**学校として子供たちの成長のために何を重視し、重要なリソースである「時間」をどのように配分するか**の決断。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等) ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

学校における働き方改革の諸施策の実施による在校等時間の縮減の目安の例

【小学校】

○**登校時間等の見直し**による出勤時刻の適正化

→ 平日45分 × 約200日(長期休業を除く平日) : **年間約150時間**

(※)小学校における一般的な正規の勤務開始時刻 8:15

教員勤務実態調査(平成28年度)の平均出勤時刻 7:30 → 差:45分

【中学校】

○中学校の部活動指導の適正化

①**部活動ガイドライン**で示された活動時間等の遵守

(学期中:平日1日・休日1日の休養日)

→ 平日41分 × 43週(52週-長期休業9週) : 年間約30時間

休日2時間9分 × 43週(52週-長期休業9週) : 年間約90時間

合計:年間約120時間

○**統合型校務支援システムの活用**による成績処理等に係る負担軽減

→ 平日30分 × 約245日(勤務日) : **年間約120時間**

(※)北海道の事例によると、年間平均換算116.9時間 1日あたり29分の軽減

②**部活動指導員等の外部人材の活用**

(学期中:平日1日・休日1日,長期休業中:20日)

→ 学期中:年間約120時間+長期休業中:20日 × 2時間9分 : **年間約160時間**

(※)長期休業中の時間を教員勤務実態調査(平成28年度)の土日の中学校の部活動2時間9分と仮定

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について③

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化<第4章>

- 業務の明確化・適正化を確実に推進するため、
 - ・ 文部科学省は、条件整備とともに、
 - ①学校における働き方改革の趣旨等をわかりやすくまとめた明確で力強いメッセージの発出、
 - ②関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすことを徹底、
 - ③市町村単位の在校等時間の公表など業務改善が自走する仕組みの確立、
 - ④学校に新たに業務を求める場合のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、などの責任を確実に果たす。
 - ・ 教育委員会は、新たに学校に業務が生じる場合について、スクラップ・アンド・ビルドの観点から仕分けを実施。
 - ・ 校長は校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大胆に削減
 - (例)夏休み期間のプール指導、勝利至上主義の早朝練習の指導、内発的な研究意欲がない形式的な研究指定校としての業務、運動会等の過剰な準備等
 - ・ 学校が担ってきた業務の見直しに当たっては、安全配慮義務など学校の責任についての法的な整理を踏まえる必要。



- 答申を踏まえ、学校における働き方改革を強力に推進するため、平成31年1月25日に大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を省内に設置。
推進本部において、文部科学大臣メッセージを公表。

- 学校関係者や保護者・地域の方々など社会全体に向けて、「学校の働き方改革」の趣旨・目的等を広く知って頂くため、公式プロモーション動画を制作し、平成31年3月8日に公開。
(公開後5日間で1万回以上、6.5万回以上(令和2年4月10日時点)視聴)

- また、校長等が適切に勤務時間管理を行えるよう、その基本となる関係法令や「上限ガイドライン」等について、文部科学省担当職員が分かりやすく解説する動画を公開。

- その他、政府広報を活用し、学校における働き方改革に関する学校の取組等を紹介。

- 学校週5日制の完全実施に伴い夏休みに研修等の業務の実施を求めてきた平成14年の通知を廃止し、学校閉庁日の設定等を促すとともに、ICTの活用を含めた研修の整理・精選、部活動の適正化、高温時のプール指導の削減等、長期休業中の業務の見直しを求める新たな通知を発出。



答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について④

学校における働き方改革の実現に向けた環境整備<第7章>

○ 上記の方策の実施のためには環境整備が必要。教職員定数の改善や専門・外部スタッフ等の確保等の条件整備を行う。



文部科学省として、以下の通り環境整備を推進【令和2年度予算】

◆学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

● 学校の指導体制の充実－教師の持ちコマ数軽減による教育の質の向上－

- ▶ 義務教育9年間を見通した指導体制支援（小学校英語専科指導を含めた専科指導の充実） . . . +3,201人
※ 小学校における質の高い英語専科指導教員の配置充実（+1,000人）、学校における働き方改革の観点から、小学校のチームティーチングのための加配定数の一部について、専科指導のための加配定数に発展的に見直した上で（▲2,000人）、小学校高学年における教科担任制を含む専科指導の積極的取組への支援（+2,201人）
- ▶ 中学校における学びや生活に関する課題への対応 . . . + 100人

● 学校の運営体制の強化－校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減－

- ▶ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員） . . . + 20人
- ▶ 主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 . . . + 20人

※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で+3,726人の改善。（振替2,000人を除く改善は+1,726人）

※ 平成29年3月の義務標準法改正により、通級指導や外国人児童生徒に対する日本語指導教育等のための加配定数について、基礎定数化。

通級による指導に係る教員定数	児童生徒13人に対し教員1人（現状16.5対1）
外国人児童生徒等教育に係る教員定数	児童生徒18人に対し教員1人（現状21.5対1）

◆教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充 . . . 67億円
【SC:全公立小中学校27,500校、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置2,900校（+1,500校）】
【SSW:10,000全中学校区、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置2,900校（+1,500校）】
- スクール・サポート・スタッフの配置 . . . 19億円【4,600人(+1,000人)】
※ 学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教師のサポート
- 中学校における部活動指導員の配置 . . . 11億円【10,200人(+1,200人)】
- 学力向上を目的とした学校教育活動を支援する人材の配置を支援 . . . 32億円【8,000人(+300人)】

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について⑤

学校における働き方改革の実現に向けた環境整備<第7章>

- 今後引き続き、教育課程の在り方、教員免許制度の改善、新時代の学びにおける先端技術の活用、小規模校の在り方等について検討が必要。



- こうした提言も踏まえ、平成31年4月17日に中央教育審議会に対し、「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問。

中央教育審議会において審議をお願いしたい事項(概要)

1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方等

2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方等

3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方等

4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間で学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について⑥

改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ<第8章>

- 文部科学省は、業務改善状況調査等を通じて、学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、公表することで、各地域の取組を促すべき。
- また、教員勤務実態調査(平成28年度)と比較できる形で、3年後を目途に勤務実態の調査を行うべき。

教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度改革<第6章>

○ 給特法の今後の在り方

- ・ 教師の専門性や職務の特徴を認識した上で検討した場合、超勤4項目の廃止や36協定を要とすることは、現状を追認する結果になり、働き方の改善につながらない、また、学校において現実的に対応可能ではない。
- ・ したがって、給特法の基本的な枠組みを前提に、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し成果を出すことが求められる。
- ・ なお、教職調整額が「4%」とされていることについては、在校等時間縮減のための施策を総合的に実施することを優先すべきであり、必要に応じ中長期的な課題として検討すべき。

○ 一年単位の変形労働時間制の導入

- ・ かつて行われていた「休日のまとめ取り」のような一定期間に集中した休日の確保は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、選択肢の一つとして検討。
- ・ 教師の勤務態様として、授業等を行う期間と長期休業期間とで繁閑の差が実際に存在していることから、地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、適用できるよう法制度上措置すべき。
- ・ 導入の前提として、文部科学省等は①長期休業期間中の部活動指導時間の縮減や大会の在り方の見直しの検討要請、研修の精選等に取り組みべき、②学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要であり、所定の勤務時間を延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間を延長することがあってはならない、③育児や介護等の事情により配慮が必要な教師には適用しない選択も確保できるよう措置すべき。

- 労働法制や教師の専門性の在り方、公務員法制の動向も踏まえつつ、教師に関する労働環境について、給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった法制的な枠組みを含め、必要に応じて中長期的に検討。

…我々の社会が、子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われている。

公立学校における働き方改革の推進（全体イメージ）

学校における働き方改革の目的

- 教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること

教師の勤務の長時間化の現状と要因

- 教員勤務実態調査（平成28年度）の結果等から、長時間勤務の要因を分析〔前回平成18年度調査〕

教諭の1週間当たりの学内勤務時間
（※持ち帰りは含まない）

小学校：57時間29分〔53時間16分〕 中学校：63時間20分〔58時間06分〕

平成18年度調査に比べて学内勤務時間が増加した理由

- ① 若手教師の増加
- ② 総授業時数の増加（小学校：1.3コマ増、中学校：1コマ増）
- ③ 中学校における部活動時間の増加（平日7分、土日1時間3分）

学校における働き方改革の実現に向け、着実に施策を展開

☑ 上限ガイドライン（月45時間、年360時間等）

⇒ ガイドラインを「指針」に格上げし、在校等時間の縮減の実効性を強化
法改正

☑ 学校・教師の業務の適正化

- ・ 何が教師の仕事かについての社会における共有（大臣メッセージ、プロモーション動画等）
- ・ 部活動ガイドライン、学校給食費徴収・管理ガイドライン、留守番電話の設置
- ・ 校長の勤務時間管理の職務と責任の共有（『やさしい！勤務時間管理講座』動画）
- ・ 労働安全衛生管理の徹底

☑ 学校における条件整備

- ・ 教職員定数の改善
- ・ 部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなど専門スタッフ・外部人材の活用

☑ 改革サイクルの確立

- ・ 改革の取組状況を市町村ごとに把握し公表、効果的な事例の横展開

☑ 中央教育審議会における更なる検討

- ・ 義務教育9年間を見通した教育課程、教員免許、教職員配置の一体的検討（平成31年4月17日に中教審に諮問）

☑ 休日の「まとめ取り」の推進

- ・ 学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化について（令和元年6月28日付け通知）

⇒ 地方公共団体の判断により、休日の「まとめ取り」導入ができるよう、一年単位の变形労働時間制の適用を可能に（選択的導入）
法改正 ※骨太方針2019に記載

- 勤務条件条例主義（ただし、地方公務員法第55条第1項の職員団体による交渉や同条第9項の協定の対象事項）
- 一年単位の变形労働時間制導入に伴う労働法制上の枠組み（連続労働日数は原則6日以内、労働時間の上限は1日10時間・1週間52時間、労働日数の上限は年間280日、時間外労働の上限は1箇月42時間・年間320時間等）
- すべての教師に対して画一的に導入するのではなく、個々の事情を踏まえて適用
- 「指針」や部活動ガイドラインの遵守、インターバルの導入など、勤務時間を延長しても在校等時間が増加しない仕組み
- 長期休業期間中の業務量の縮減促進

- 学校における働き方改革の中教審答申から令和4年を目途に勤務実態状況調査を実施
- 中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め、必要に応じて検討を実施

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)について

〈背景〉

- 戦後の公務員の給与制度改革により、教員の給与については、勤務の実態等を踏まえ、一般公務員より一割程度増額されたことに伴い、教員に対しては超過勤務手当は支給されないこととされた。
- しかしながら、毎年給与改定の結果、教員給与の優位性が失われた。また、当時の文部省が超過勤務を命じないようにと指導したにもかかわらず、超過勤務が行われている実態が多くなり、全国的な社会問題となった。(後に多くの都道府県で時間外勤務手当の支給を求める訴訟が提起された。)
- 文部省は、人事院と教員の勤務の実態を把握する必要性を確認し、昭和41年度に全国的な勤務状況調査を実施。
- 人事院は、昭和46年2月に教職調整額の支給等に関する法律の制定について意見の申出を行った。

昭和46年5月(国立及び)公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)制定

〈法律の趣旨〉

公立の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与その他の勤務条件について特例を制定。

- ・教育が特に教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいこと
 - ・夏休みのように長期の学校休業期間があること
- 等を考慮すると、その勤務のすべてにわたって一般行政職と同様な時間管理を行うことは必ずしも適当でなく、とりわけ超過勤務手当制度は教員にはなじまない。

〈職務と勤務態様の特殊性を踏まえた処遇〉

本給とは正規の勤務時間の勤務に対する報酬であるが、教員の職務はその勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当ではない。

そのため、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、

- ① 時間外勤務手当は支給しない代わりに
- ② 教職調整額を本給として支給。 $\text{給料月額} \times 4\% = \text{教職調整額}$

※ 4% = 昭和41年の勤務実態調査による超過勤務時間相当の割合

※本給とみなすため、本給を基礎として一定割合を乗じて算出する手当等については、その算定の基礎となる。(期末・勤勉手当、退職手当、地域手当、へき地手当、年金等)

〈正規の勤務時間を超える勤務〉

- 教員については、原則時間外勤務を命じないこととする。時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める特定の業務(超勤4項目)に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る。
 1. 生徒の実習に関する業務
 2. 学校行事に関する業務
 3. 教職員会議に関する業務
 4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務
- 労働基準法第33条第3項を適用し、「公務のために臨時に必要な場合」は、上記の勤務を命じることができる。

趣 旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

概 要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部を改正する。

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする(※)。

※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4(地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外)について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項(対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間 等)については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

施行 期 日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(第5条関係)については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)については令和2年4月1日

【新設】

(教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等)

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるもの。

○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園

教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

<基本とする時間>

○在校している時間

<加える時間>

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

<除く時間>

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

○上限時間

- ①**1か月の時間外在校等時間について、45時間以内**
- ②**1年間の時間外在校等時間について、360時間以内**

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、

1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内

（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで）

○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
 - －在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
 - －終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

○留意事項

(1) 上限時間について

- ・本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではない。

(2) 虚偽の記録等について

- ・在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

- ・本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

(4) 都道府県等が講ずべき措置について

- ・都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 文部科学省の取組について

- ・文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各サービス監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

○附則

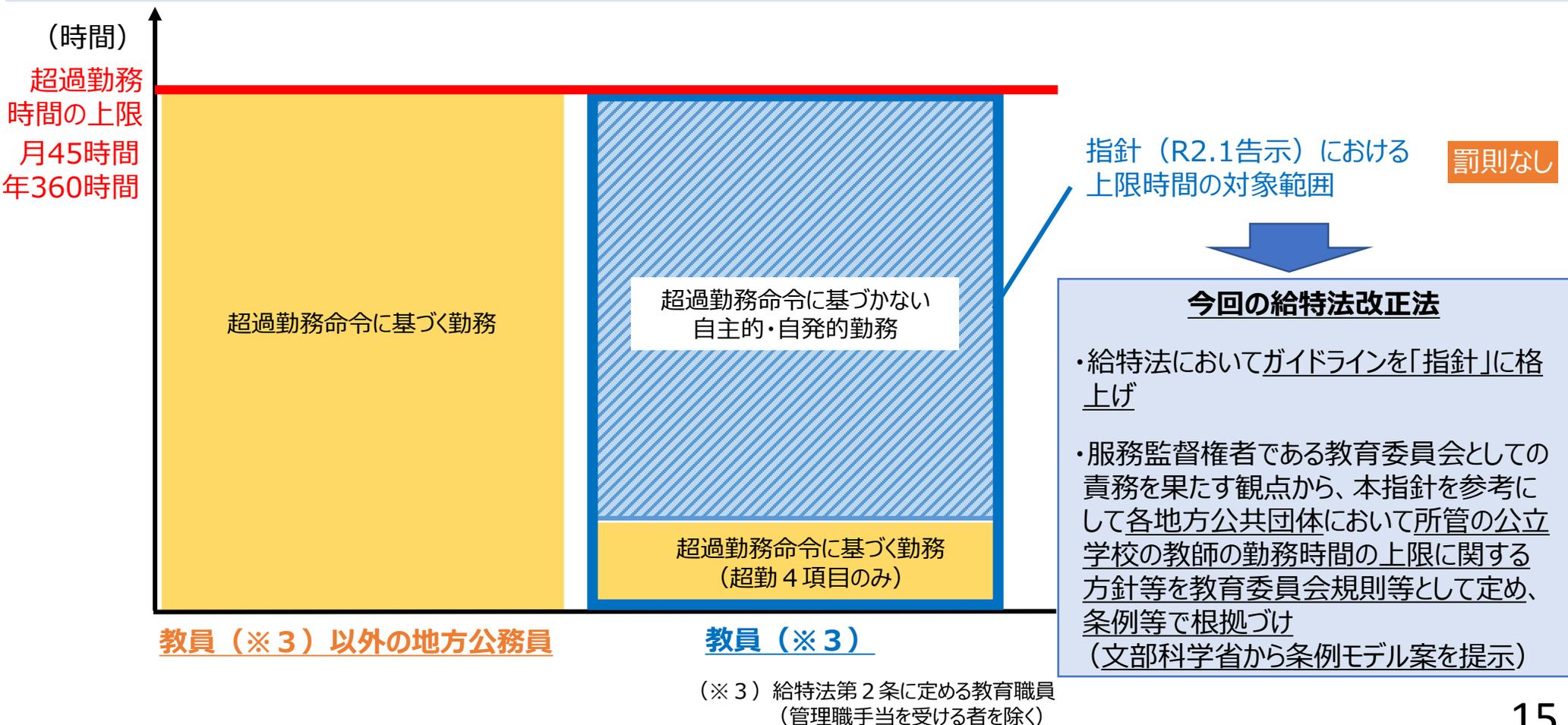
この指針は、令和2年4月1日から適用する。

超過勤務時間の上限に係る条例等と指針の関係（イメージ）

<超過勤務時間の上限に関する規定について>

- 民間企業等：労働基準法で、原則として月45時間、年360時間と規定 **罰則あり**
- 国家公務員：人事院規則で、原則として月45時間、年360時間と規定 **罰則なし**
- 地方公務員：条例及びそれに基づく人事委員会規則等で、国家公務員の措置等を踏まえて規定 **罰則なし**

(※1) 臨時的な特別な事情がある場合、年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度として設定。
(※2) 他律的業務の比重の高い部署においては月100時間、年720時間等。大規模災害への対応等真にやむを得ない場合は上限を超えることができ、上限を超えた場合は事後的に検証。（人事院「平成30年8月公務員人事管理に関する報告」）



衆議院文部科学委員会

一 本法第七条の指針(以下「指針」という。)において、公立学校の教育職員のいわゆる「超勤四項目」以外の業務の時間も含めた「在校等時間」の上限について位置付けること。また、各地方公共団体に対して、指針を参酌した上で、条例・規則等において教育職員の在校等時間の上限について定めるよう求めること。サービス監督権者である教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握するとともに、勤務時間の記録が公務災害認定の重要な資料となることから、公文書としてその管理・保存に万全を期すこと。

二 指針において在校等時間の上限を定めるに当たっては、教育職員がその上限時間まで勤務することを推奨するものではないこと、また、自宅等における持ち帰り業務時間が増加することのないよう、サービス監督権者である教育委員会及び校長に対し、通知等によりその趣旨を明確に示すこと。併せて、「児童生徒等に係る臨時的な特別の事情」を特例的な扱いとして指針に定める場合は、例外的かつ突発的な場合に限定されることを周知徹底すること。

参議院文教科学委員会

一、本法第七条の指針(以下「指針」という。)において、公立学校の教育職員のいわゆる「超勤四項目」以外の業務の時間も含めた「在校等時間」の上限について位置付けること。また、各地方公共団体に対して、指針を参酌した上で、条例・規則等そのものに教育職員の在校等時間の上限時間数を定めるよう求めること。

二、サービス監督権者である教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握するとともに、勤務時間の記録が公務災害認定の重要な資料となることから、公文書としてその管理・保存に万全を期すこと。また、政府は、各地方公共団体が労働安全衛生法に基づいて、勤務時間の自己申告ではなく、客観的把握ができるようにするための財政措置を拡充すること。

三、指針において在校等時間の上限を定めるに当たっては、教育職員がその上限時間まで勤務することを推奨するものではないこと、併せて、「児童生徒等に係る臨時的な特別の事情」を特例的な扱いとして指針に定める場合は、例外的かつ突発的な場合に限定されることについて周知徹底すること。また、上限時間を守らせるために、自宅等における持ち帰り業務時間が増加することはないこと、そもそも、持ち帰り業務時間を減らすことが求められることについて指針に明記すること。加えて、サービス監督権者である教育委員会及び校長に対して、持ち帰り業務の縮減のために実態把握に努めるよう求めること。

1. 県立学校、政令市立学校の場合

○ 条例(勤務時間条例、給特条例等)に以下の項目を追記。

第〇条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第二条に規定する教育職員(以下単に「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間(第●条の規定による勤務時間をいう。)及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、同法第7条に規定する指針に基づき、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

○ 教育委員会規則に以下の条文を追記。

第〇条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第二条に規定する教育職員(以下単に「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同法第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第六条第三項各号に掲げる日(代休日指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について百時間未満
- 二 一年について七百二十時間
- 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月あたりの平均時間について八十時間
- 四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

※ 各都道府県・政令市において、指針に定めるその他の事項については、条例や教育委員会規則に基づき別途方針として定める。

2. 市町村立学校の場合

○ 都道府県において、県費負担教職員の条例(勤務時間条例、給特条例等)に以下の項目を追記。

第〇条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第二条に規定する教育職員(以下単に「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間(第●条の規定による勤務時間をいう。)及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、同法第7条に規定する指針に基づき、教育職員の服務監督を行う教育委員会の定めるところにより行うものとする。

○ 市町村において、教育委員会規則に以下の条文を追記。

第〇条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第二条に規定する教育職員(以下単に「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同法第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第六条第三項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について四十五時間
 - 二 一年について三百六十時間
- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
- 一 一箇月について百時間未満
 - 二 一年について七百二十時間
 - 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月あたりの平均時間について八十時間
 - 四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月
- 3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

※ 各市町村において、指針に定めるその他の事項については、条例や教育委員会規則に基づき別途方針として定める。

※ なお、各市町村において、それぞれの実情を反映した上でそれぞれの方針を定めることが望ましいが、「給特法第7条に規定する指針に基づき」業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずる、と規定することも考えられる。

労働基準法【労働者一般に適用】 第32条の4 (一年単位の變形労働時間制)

- 昭和63年度から「3カ月単位の變形労働時間制」として導入され、平成6年度から対象期間を一年に延長。
- 使用者は、労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、必要な事項(労働者の範囲、対象期間、労働日数及び労働日ごとの労働時間等)を定めたときは、1箇月を超え1年以内の対象期間を平均して、一週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲内において、一週間40時間又は一日8時間を超えて、労働させることができる。
- **厚生労働大臣**は、**労働政策審議会**の意見を聴いて、**厚生労働省令**で、対象期間における労働日数の限度並びに一日及び一週間の労働時間等の限度を定めることができる。

※労働日数の限度……1年280日まで。対象期間が1年に満たない場合、 $\{280 \times (\text{対象期間の日数}) / 365\}$ 日まで。
労働時間の限度……1日10時間まで、1週間52時間まで(48時間を超える週は3カ月で3回まで)。 等

読替え

地方公務員法【地方公務員一般に適用】 第58条 (他の法律の適用除外等)

- 労働基準法第32条の4は、**地方公務員に対して適用しない**(一年単位の變形労働時間制が**できない**)こととする。

読替え

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する**特別措置法**【地方公務員のうち**公立学校の教育職員に適用**】 第5条 (教育職員に関する読替え)

- 労働基準法第32条の4は、地方公務員のうち**公立学校の教育職員に対して適用する**(一年単位の變形労働時間制が**できる**)こととする。
- 労働基準法第32条の4で「協定」で定めるとされている内容は、勤務条件条例主義に則り、各自治体の「条例」で定めるよう読み替える。
- 労働基準法第32条の4で「**厚生労働大臣**」「**労働政策審議会**」「**厚生労働省令**」とされている箇所については、公立学校の教育職員についてはそれぞれ「**文部科学大臣**」「**中央教育審議会(※1)**」「**文部科学省令(※2)**」に読み替える。

※1……中央教育審議会は政令で置かれる審議会のため、法律においては、「審議会等で政令で定めるもの」と表現。

※2……文部科学省令においては、厚生労働省令と同水準の限度を設けることを想定。

休日の「まとめ取り」による教職の魅力の向上

◆業務の削減に向けた総合的な取組の徹底と併せて、一年単位の変形労働時間制の選択的導入を可能とする。

※「指針…が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、…在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものである」と指針に明記。

- ☑ 学校週6日制の頃(～平成13年度)は、土曜日の勤務をまとめて年間14～20日分程度、夏休み等に休日として「まとめ取り」。
- ☑ しかし、学校週5日制の完全実施(平成14年度～)により、教師も土曜日は休みになったため、「まとめ取り」は廃止。
- ☑ 「まとめ取り」は教職の魅力の一つであり、現在、先行して年休取得等により夏休みに10日間の休日の「まとめ取り」(前後の土日を合わせると16連休)を実施している岐阜市では臨時的任用の希望者が増加するなどの効果。

<導入のイメージ(小学校の場合)>

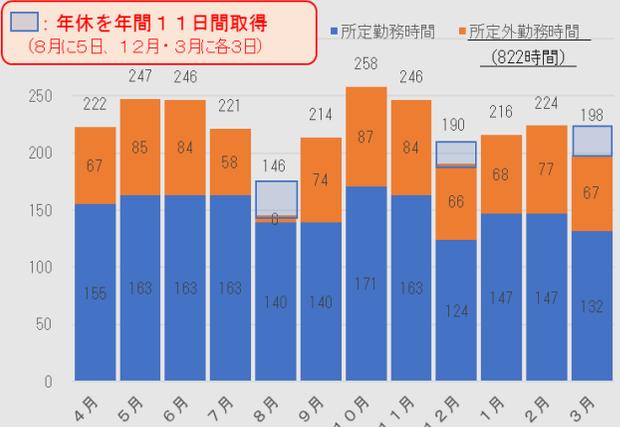
現状

○ 勤務時間外の「在校等時間」(現状)

- ・小学校:月約59時間、年約800時間
- ・中学校:月約81時間、年約1,100時間

※「在校等時間」:

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含めて校内に在校している時間を基本とし、これに校外での業務の時間等を加えた時間



「指針」の遵守に向けた業務の削減

○ 指針における所定勤務時間外の「在校等時間」の上限時間

- 月45時間以内、年360時間以内

(※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、月100時間未満年720時間以内等)

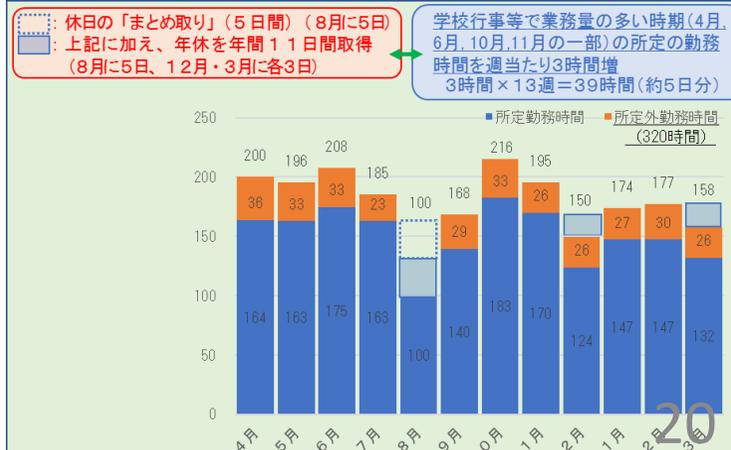


業務を削減した上で、休日の「まとめ取り」の導入

○ 上限ガイドライン(指針)における所定勤務時間外の「在校等時間」の上限の目安時間(一年単位の変形労働時間制を導入した場合)

- 月42時間以内、年320時間以内

(※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、月100時間未満、年720時間以内等)



衆議院文部科学委員会

四 政府は、一年単位の変形労働時間制の導入の前提として、現状の教育職員の長時間勤務の実態改善を図るとともに、その導入の趣旨が、学校における働き方改革の推進に向けて、一年単位の変形労働時間制を活用した長期休業期間等における休日のまとめ取りであることを明確に示すこと。また、長期休業期間における大会を含む部活動や研修等の縮減を図るとともに、指針に以下の事項を明記し、地方公共団体や学校が制度を導入する場合に遵守するよう、文部科学省令に規定し周知徹底すること。

- 1 指針における在校等時間の上限と部活動ガイドラインを遵守すること。
- 2 所定の勤務時間の延長は、長期休業期間中等の業務量の縮減によって確実に確保できる休日の日数を考慮して、年度当初や学校行事等で業務量が特に多い時期に限定すること。
- 3 所定の勤務時間を通常より延長した日に、当該延長を理由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないことにより、在校等時間の増加を招くことのないよう留意すること。なお、超勤四項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議や研修等については、通常の所定の勤務時間内で行われるようにすること。

参議院文教科学委員会

五、政府は、一年単位の変形労働時間制の導入が教育職員の健康及び福祉の確保を図り、業務縮減をした上で、学校の長期休業期間中等に休日を与えることを目的としていることから、地方公共団体がその目的に限って条例で定めることができる旨を文部科学省令に規定すること。
 六、政府は、一年単位の変形労働時間制を活用した長期休業期間中等の休日のまとめ取り導入の前提要件として、指針に以下の事項を明記し、地方公共団体や学校が制度を導入する場合に遵守するよう、文部科学省令に規定し周知徹底すること。また、導入する学校がこの前提要件が遵守されているかについて、各教育委員会が十全に確認すること。

- 1 指針における在校等時間の上限と部活動ガイドラインを遵守すること。
- 2 長期休業期間中等における大会を含む部活動や研修等の縮減を図ること。
- 3 所定の勤務時間の延長は、長期休業期間中等の業務量の縮減によって確実に確保できる休日の日数を考慮して、年度当初や学校行事等で業務量が特に多い時期に限定すること。
- 4 所定の勤務時間を通常より延長した日に、当該延長を理由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないことにより、在校等時間の増加を招くことのないよう留意すること。なお、超勤四項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議や研修等については、通常の所定の勤務時間内で行われるようにすること。

衆議院文部科学委員会

- 4 所定の勤務時間を縮小する日は、勤務時間の短縮ではなく勤務時間の割り振られない日として、長期休業期間中等に一定期間集中して設定できるようにすること。
- 5 教育職員の終業時刻から始業時刻までの間に、一定時間以上の継続した休息時間を確保する勤務間インターバルの導入に努めること。
- 6 一年単位の変形労働時間制は、全ての教育職員に対して画一的に導入するのではなく、育児や介護を行う者、その他特別の配慮を要する者など個々の事情に応じて適用すること。

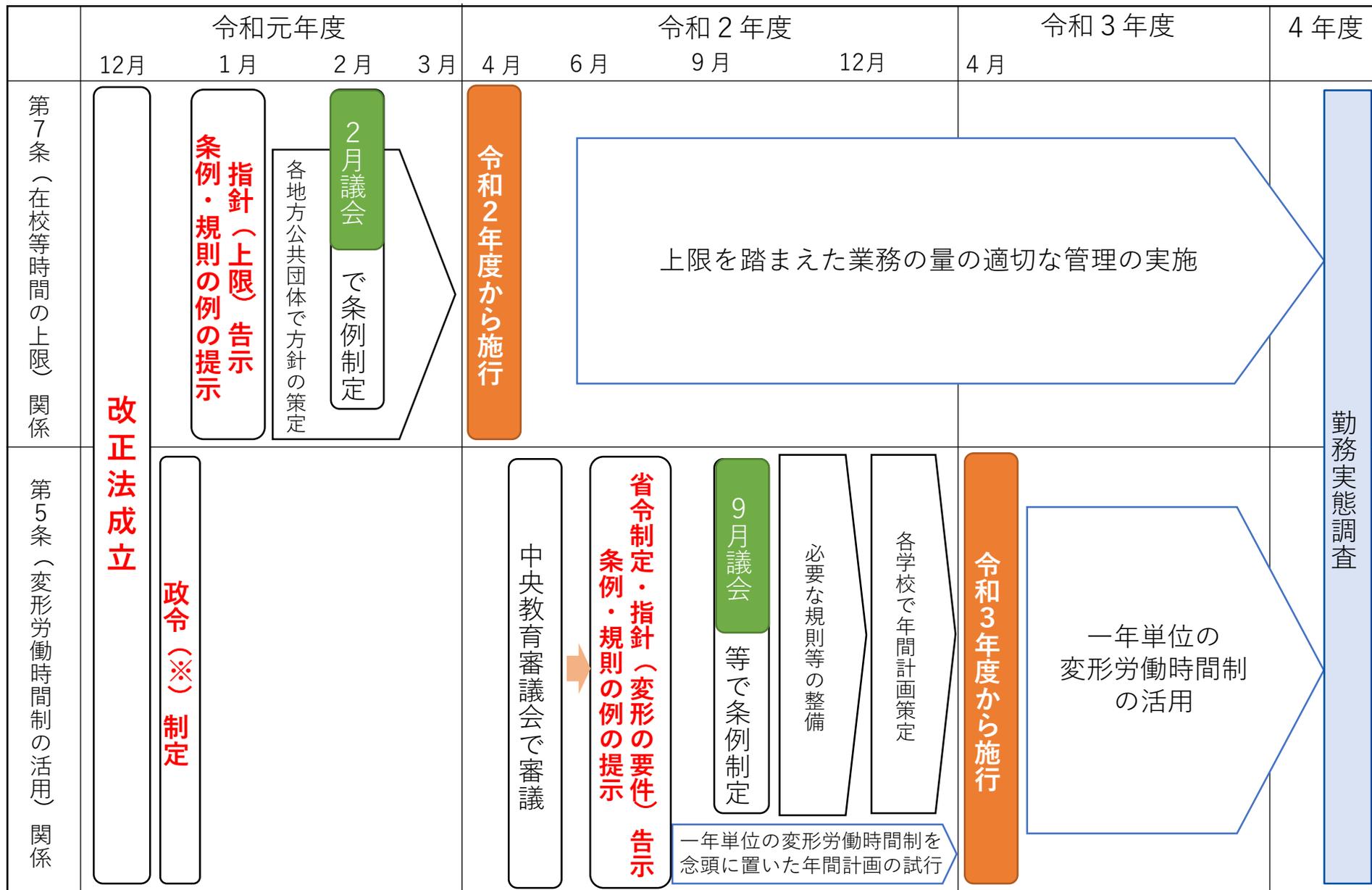
五 一年単位の変形労働時間制を導入する場合は、連続労働日数原則六日以内、労働時間の上限一日十時間・一週間五十二時間、労働日数の上限年間二百八十日等とされている労働基準法施行規則の水準に沿って文部科学省令を定めること。また、対象期間及び対象期間の労働日数と労働日ごとの労働時間等については、事前に教育職員に明示する必要があることを周知徹底するとともに、一年単位の変形労働時間制の導入は、地方公務員法第五十五条第一項及び第九項の対象であることについて、通知等による適切な指導・助言を行うこと。

参議院文教科学委員会

- 5 所定の勤務時間を縮小する日は、勤務時間の短縮ではなく勤務時間の割り振られない日として、長期休業期間中等に一定期間集中した学校閉庁日として設定できるようにすること。
- 6 教育職員の終業時刻から始業時刻までの間に、一定時間以上の継続した休息時間である勤務間インターバルを確保すること。
- 7 一年単位の変形労働時間制は、全ての教育職員に対して画一的に導入するのではなく、育児や介護を行う者、その他特別の配慮を要する者など個々の事情に応じて適用すること。

七、一年単位の変形労働時間制を導入する場合は、連続労働日数原則六日以内、労働時間の上限一日十時間・一週間五十二時間、労働日数の上限年間二百八十日等とされている労働基準法施行規則の水準に沿って文部科学省令を定めること。また、対象期間及び対象期間の労働日数と労働日ごとの労働時間等については、事前に教育職員に明示する必要があることを周知徹底するとともに、一年単位の変形労働時間制の導入は、地方公務員法第五十五条第一項及び第九項の対象であることについて、通知等による適切な指導・助言を行うこと。

改正給特法の施行に向けたスケジュール（イメージ）



※ 省令を定めるに当たっては「中央教育審議会」の意見を聴くことを定めるもの。

調査項目

4つの項目について、各教育委員会が所管している学校に対する取組状況について回答。
(例：都道府県は主に高等学校、特別支援学校等、市区町村は主に幼稚園、小学校、中学校等)

1 教職員の勤務実態の把握

NEW

- 勤務実態の具体の把握方法
- 時間外勤務の具体の状況

ex. 月45時間以下は〇〇人
月80時間超は〇〇人 等



※今年度は「プレ調査」として実施



- 文部科学省が定めた「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた各教育委員会における方針の策定状況

2 各取組の実施状況

中教審答申や事務次官通知(H31.3.18付)を踏まえた5つの分野における50の具体の取組の実施状況

- ①推進体制や枠組みの整備状況等
方針策定、首長部局との共通理解、人事・学校評価の位置付け、研修実施 等
- ②勤務時間の適正化に向けた取組状況等
学校閉庁日、留守番電話、部活動ガイドライン実効性の担保 等 
- ③専門スタッフ・外部人材の活用状況等
サポート・スタッフ、部活動指導員、地域人材の活用 等 
- ④業務の効率化・平準化に向けた取組状況等
ICT活用、コピー機導入、職員間の業務の平準化 等 
- ⑤業務の削減・精選に向けた取組状況等
給食費の徴収管理、調査・統計業務等の削減、研究・研修の精選 等

3 学校における取組好事例

NEW

実際に勤務時間等の縮減が見られた
具体の取組内容(1自治体5つまで)



4 国への要望事項

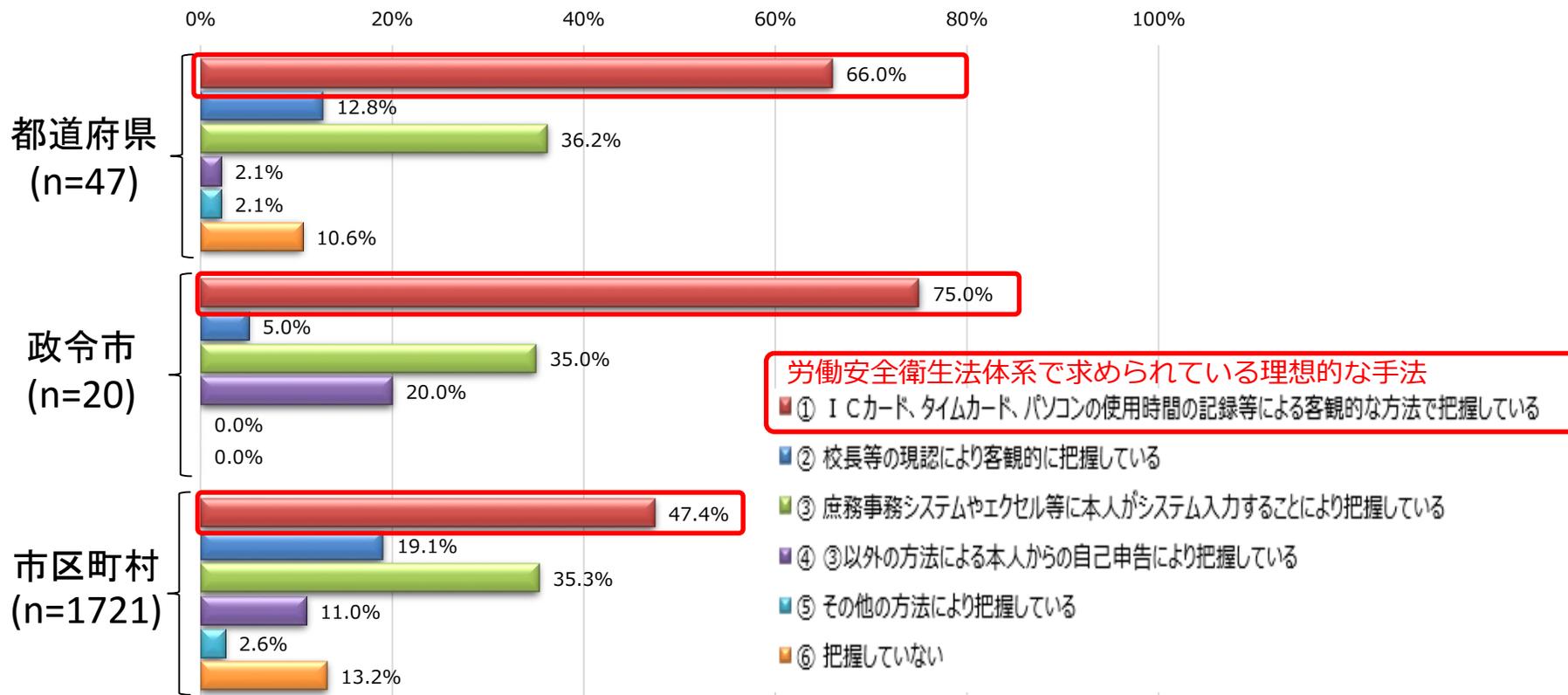
NEW

働き方改革の推進にあたって、自治体独自では推進が難しく、国レベルで整理すべき点や改善・変更すべき制度・仕組み等、国への要望事項

勤務実態の具体の把握方法

ICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握は、都道府県は66.0%（前年度38.3%）、政令市は75%（前年度45%）まで伸びる一方、市区町村は47.4%（前年度40.5%）に留まる。

【問1】域内の学校における「在校等時間」等※の把握方法について該当するもの（複数回答）



※「在校等時間」等：公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日：文部科学省）（以下「上限ガイドライン」）に定める「在校等時間」又は在校等時間に類する時間（勤務実態として教育委員会が把握している時間を想定）

勤務実態の把握状況（都道府県別）

「在校等時間」等の把握について、各都道府県のICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法で把握をしている市区町村の割合（政令市除く）は、以下のとおり。10割近いところから1割を切っているところまでと、地域差が出ている状況。

	実施			実施			【緑字：割合7割以上】				
	市区町村数	市区町村数	割合	市区町村数	市区町村数	割合	市区町村数	市区町村数	割合		
1北海道	178	44	(24.7%)	17石川県	19	11	(57.9%)	33岡山県	26	16	(61.5%)
2青森県	40	14	(35.0%)	18福井県	17	6	(35.3%)	34広島県	22	9	(40.9%)
3岩手県	33	13	(39.4%)	19山梨県	28	4	(14.3%)	35山口県	19	18	(94.7%)
4宮城県	34	10	(29.4%)	20長野県	78	43	(55.1%)	36徳島県	24	6	(25.0%)
5秋田県	25	8	(32.0%)	21岐阜県	41	27	(65.9%)	37香川県	17	15	(88.2%)
6山形県	35	7	(20.0%)	22静岡県	33	20	(60.6%)	38愛媛県	20	13	(65.0%)
7福島県	59	23	(39.0%)	23愛知県	53	14	(26.4%)	39高知県	34	18	(52.9%)
8茨城県	44	41	(93.2%)	24三重県	29	2	(6.9%)	40福岡県	58	26	(44.8%)
9栃木県	25	7	(28.0%)	25滋賀県	19	6	(31.6%)	41佐賀県	20	11	(55.0%)
10群馬県	35	34	(97.1%)	26京都府	23	20	(87.0%)	42長崎県	21	11	(52.4%)
11埼玉県	62	53	(85.5%)	27大阪府	41	27	(65.9%)	43熊本県	44	35	(79.5%)
12千葉県	53	40	(75.5%)	28兵庫県	41	19	(46.3%)	44大分県	18	10	(55.6%)
13東京都	62	27	(43.5%)	29奈良県	39	11	(28.2%)	45宮崎県	26	6	(23.1%)
14神奈川県	30	10	(33.3%)	30和歌山県	30	9	(30.0%)	46鹿児島県	43	17	(39.5%)
15新潟県	29	14	(48.3%)	31鳥取県	19	1	(5.3%)	47沖縄県	41	23	(56.1%)
16富山県	15	6	(40.0%)	32島根県	19	11	(57.9%)	合計	1721	816	(47.4%)

国としての今後の取組

この調査から新たに、各教育委員会における取組状況について、都道府県・市区町村別に公表するとともに、教育委員会や学校における好事例を幅広く公表しました。今後もこれらの情報を継続的に発信し、進捗状況等をフォローアップするとともに、学校における働き方改革フォーラムを開催（令和2年1月31日）し、好事例の横展開を図り、教育委員会や各学校における「働き方改革」の自走サイクルの構築を図っています。

さらに、文部科学省としては、本調査において教育委員会から寄せられた働き方改革を推進するにあたっての国に対する主な要望事項（教職員定数の改善、外部人材の配置の拡充等、ICT環境整備のための予算補助、部活動の在り方の見直し、教育課程の取扱いの見直し、教員免許更新制度の見直し、学校向けの調査の削減等）に対して、予算、制度、学校・教育委員会における取組など、総合的に取組を進めてまいります。

なお、今回の調査において、在校等時間等について「ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している」と回答した教育委員会は、都道府県66.0%、政令市75.0%、市区町村47.4%と依然として低い状況に対しては、全国すべての都道府県・市区町村において客観的な方法による勤務実態の把握が行われるよう、進捗状況等をフォローアップするとともに、事例等の情報発信や統合型校務支援システムの構築、教職員の加配の配分やスクール・サポート・スタッフ等の外部人材の補助金交付の際に客観的な勤務実態の把握を前提条件にすること等を通じて、各教育委員会における取組を促してまいります。

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

5

～勤務時間の縮減が進んでいる学校の取組①～

実際に勤務時間の縮減が進んでいる学校では、教育委員会の施策と学校独自の小さな取組を積み重ね、学校全体で意識改革を進め、総力戦で取り組んでいる様子が見られます。

～業務の精選と効率化の徹底による働き方改革～（千葉県柏市立柏の葉小学校）

前年度同月比一日あたりの在校時間を1時間削減した学校の取組

（2018年6月：11時間45分⇒2019年6月：10時間55分（▲約1時間））

単なる時間縮減ではなく、校内で改めて育てたい児童像の共通理解を図り、その上で行事や取組の精選、改善、効率化を行った。さらに、民間事業者と連携し、学校の多忙の原因となる課題（具体的な業務や職場風土）を洗い出し、教員の「負担感」が強い上位3項目「**成績処理**」「**部活動**」「**事務**」を抽出し、具体の施策を導入。

通知表を3回⇒2回へ

市立学校は3学期制だが、通知表の回数のみ、**年2回（10月・3月）に削減**。児童が長期休暇前に自分の成績を振り返る機会を担保するため、国算理社4教科に関しては、単元テストの点数を観点/単元別にレーダーチャート化した**成績チャート（システム上で自動作成）**を年2回（7月・12月）に配布。（今年度は試験的に実施⇒今後は見直しの予定）



部活動時間の短縮、社会体育化

- 放課後練習は大会前の1か月間のみに限定。
- 大会前の部活動実施期間以外は、**外部団体にグラウンド・体育館を開放して習い事のような形で子供が通う形式に変更**。
- 各家庭は、実施種目、参加費、日程などを考慮し各団体へ申込。保護者と関係団体が直接やりとり。

保護者アンケートのデジタル化

学校評価や行事への出欠について、これまで保護者から紙ベースで回収し、手作業で回収・集計作業を行っていたところ、**保護者がPCやスマホで回答できるようデジタル化し集計作業も効率化**。

夏休みの宿題の精選

- 夏休みの作文や絵画などは、**自由課題として任意制**へ。「やらなければならない宿題」から主体的な課題へ変更。
- 市や外部が実施するコンクール等のお知らせは原則、**各家庭からの直接申し込み**にする。（学校でとりまとめない）

行事の精選

- 行事内容や指導時間、指導方法等を見直し、行事に係る時数を削減。
- 林間学校の実施場所の近隣への変更、期間の短縮化
- 式典の同日実施による準備の簡素化

家庭訪問を学校での個人面談へ

自宅確認のための家庭訪問は廃止し、学校での個人面談に切替。

欠席・遅刻の連絡をデジタル化

保護者がフォーム入力することで、これまで朝の忙しい時間帯に電話で受け、担任に伝達していたところをデジタル化。

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

～勤務時間の縮減が進んでいる学校の取組②～

～3つの視点と4つの手法で働き方改革～（群馬県富岡市立富岡小学校） 22時台の最終退庁が当たり前だった学校の変化

3年前までは最終退庁時刻の平均が22:16。業務量も多く、時間をかけることを美德としてきた中規模の小学校で、様々な取組を積み重ね、**約2時間半の退庁時刻の早期化を実現。**



「時間の使い方は命の使い方

である」と、職員の意識を大きく変え、自分事にし、チームワークの大切さを改めて実感できるよう、校長のリーダーシップのもと、学校全体で進めている。

3つの視点4つの手法で「大胆かつ慎重に」「目的・目標・手段を明確に」「成果の実感を」をポイントに、業務改善を推進



↑ **スクール・サポート・スタッフ**

進め方	3つの視点		4つの手法	
	やめる	減らす	変える	始める
時間				
人				
環境				

↑ **校時表の工夫**。登校時間の後ろ倒し、清掃活動の縮減、朝活動の適正化、下校時間の前倒し等の工夫を実施。

↓ **給食指導をローテーション**で実施。担任外の指導力向上、合間での打合せ実施など有効活用。



教科担当制	人	変える
3・4年	○	3・4年：2教科
5・6年	○	5・6年：8教科
国語	○	
社会	○	
算数	○	より深い教材研究
理科	○	教材研究を3回活用
音楽	○	
図工	○	評価の客観性
家庭	○	積極的な生徒指導
体育	○	
道徳	○	専門的な授業
外活	○	学力向上
総合	○	
学活	○	いろいろな先生に 中学生のような

↑ **教科担当制**を実施。専門的な授業・学力向上と、授業準備の効率化を両立。

↓ **クリーンタイム**の習慣化、机上の整理整頓、文書管理の共有・徹底し、**働きやすい環境へ改善**。



その他、「やめる」「減らす」ことも実施中。

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

～勤務時間の縮減が進んでいる学校の取組③～

～地域の力を学校の力に～（岡山県浅口市立鴨方東小学校） 地域学校協働本部等を活用した働き方改革 時間外勤務25%減

鴨方東小学校では、3つのプロジェクトを立ち上げ、働き方改革を推進。特に、学校運営協議会や地域学校協働本部を活用しながら、地域や保護者と密に連携し第三者の視点から学校を見直し、理解を得ながら進めることで、スピード感ある働き方改革を実現。

業務改善プロジェクト

- 業務内容の棚卸（業務内容アンケートを全職員に実施し、廃止・簡略化・検討に分類し廃止するものは即廃止）、**校務分掌の新体制化（職務別ではなく目的別組織にし、学校運営協議会と一体で業務実施）**を推進。
- 地域学校協働本部（鴨東セカンドスクール）が、**読み聞かせ、家庭科実習サポート、放課後学習、田んぼ実習、安全パトロール、スクールガード、防犯教室、通学合宿、子ども食堂、環境整備等**、以前、主に教員が担っていた業務等について地域のサポートを得ている。



時間改善プロジェクト

- 時間外勤務の時刻・業務内容の記録、「カエルボード」を利用した退勤予定時刻の明示、職員会議の改善（協議事項の精選・所要時間の明記）等を推進。
- 最終退校時刻19時の30分前には、音楽（カエルミュージック）を流して退校まで見通しをもって仕事ができるようにしている。

This block shows the 'Working Style Reform Standard Manual' and the 'Frog Board' (カエルボード) used for recording overtime and work content. Below the board is a table titled '<時間外勤務の時刻・業務内容を記録>' (Recording overtime times and work content). A list of 5 steps is provided: ① Final dismissal at 19:30 with frog music, ② Frog board, central card, ③ Easy to fill out for staff, principal announcement, ④ Work in classroom first, ⑤ Dismissal permission before school entry.

環境改善プロジェクト

- 民間企業と連携しながら、職員室の機能的なレイアウトの改善（職員室環境改善アンケート（教職員）と、子どもから見た職員室アンケート（一部児童）を実施しレイアウト検討）人間関係・同僚性の構築等を推進。

This block shows the 'Staff Room Image' (職員室イメージ) checklist and a photo of the staff room. The checklist includes: No. 1. Clear layout, No. 2. Communication-friendly, No. 3. Functional desk layout, No. 4. Bright, No. 5. Storage work.

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

～勤務時間の縮減が進んでいる学校の取組④～

部活動改革による勤務時間の縮減（千葉県睦沢町立睦沢中学校） ～部活動ガイドライン遵守と部活動の地域と連携した運営～

睦沢中学校では、生徒の帰宅時間の早期化と、職員の超過勤務時間の縮減を目指し、部活動ガイドラインの遵守や地域資源を存分に活用した部活動の地域移行を進めながら、勤務時間の縮減を推進中。

部活動指導時間の見直し

- 部活動ガイドラインの遵守徹底
- 月曜日と第2・4木曜日は部活動は休みにし、15:20に完全下校
- 日課を見直し、放課後の始まる時間を25分早めることで、4月～9月の生徒下校時刻を17:30（1時間）に早期化



【睦沢町総合運動公園】

睦沢町の地域の資源

- 町の総合型スポーツクラブ（ふれあいスポーツクラブ）や総合運動公園（アリーナ、道場、プール、テニスコート、野球場、多目的広場等）の資源活用
- スポーツ関連団体連携会議を活用して、協議を開始。

スポーツ関連団体連携会議

- スポーツ推進委員
- 体育協会
- ふれあいスポーツクラブ
- 睦沢小学校
- 睦沢中学校
- パークむつざわ
- まちづくり課
- 教育委員会教育課

地域と連携した部活動の運営

- 5つの運動部があり、地域や保護者の協力を得ながら部活動を運営。
 - 剣道部は総合型スポーツクラブや外部の道場で活動
 - 卓球部は総合型スポーツクラブから指導者が学校へ指導に入る
 - ソフトテニス部は保護者が総合運動公園で指導
- 総合運動公園の施設利用については、利用料を減免（町措置）

効果

- 在校時間一日一人当たり平日▲約1時間10分削減、休日▲約1時間30分削減

※令和元年度6月の一日当たりの在校時間平均の平成30年度同月との比較

- 部活動休止日を増やしたことで、勤務時間内に職員研修等が可能となった
- 指導を地域や保護者へ任せられることで、地域と学校との連携が深まった

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

～勤務時間の縮減が進んでいる学校の取組⑤～

「業務の見える化」「組織マネジメント」の徹底による働き方改革 （広島県立府中高等学校）

広島県立府中高等学校では、学校経営計画に基づき、時間外勤務の縮減に向け、「業務の見える化」を徹底し、分業と協業の機能化を図り、「組織マネジメントの徹底」により働き方改革を推進し、在校等時間の縮減を進めている。

「業務の見える化」

- 「業務量等調査」を行い、一定期間ごとの個人の時間外勤務の時間を含む業務量全体を把握し、その個人が属する分掌・教科・部活等のチーム全体としての業務量も踏まえて、可能な限り**平準化を推進**。



- 「部内業務分担表」や「業務進捗管理表」を活用するなど、個人だけでなく、各分掌ごとに業務を見える化し、**分業・協業が機能した組織的な体制を構築**。

府中高校 第一学期業務量調査集約表 [基本表]

氏名	I 教科等指導業務											II 主任等業務				III 担任等業務				
	教科授業 (時数換算)	定期考査の作問・作成・採点・処理等	実力テストの作問・作成・採点・処理等	授業等の小テスト・課題等の作成・採点・処理等	詳細シラバス作成	組織的補習	放課後の個別指導	授業後の他の教科指導等の準備等	キャリアの準備等	キャリアの授業	その他の探究コア・府中セミナー	処理値	分掌・学年主任業務	副主任業務	教科主任業務	その他	処理値	50分以内の実施	放課後の個別面談	三者懇談
[1]	17	6	4	10	3	3	2	13	1	2	1	62	6	2		8				
[2]	16	3		2	1			10				32					1	1	1	
(省略)																				
[38]	18	5		2				5				30								
[39]	13	4		4	2		4	15	1	1		44		3		3				
平均	15.8	34	1.3	28	1.7	20	1.7	7.6	1.2	1.3	2.0	33.5	79	1.3	22	6.2	1.9	1.7	1.2	

【業務量調査集約表】

「組織マネジメントの徹底」

時間外勤務月80時間を超えた者については、個別に校長面談を行い、仕事の状況・進め方等の実情の把握や改善策の協議を実施。各月20日頃に勤務時間の中間集計を行い、80時間以上が見込まれる者については、調整を図るなど、組織的に対応。

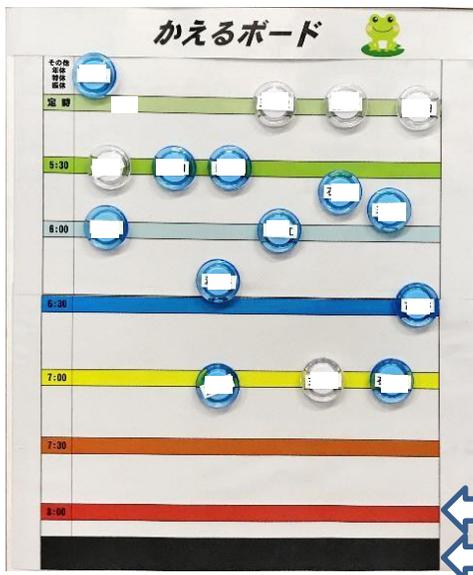
結果概要（調査項目3 取組の好事例）

～事例の提供が多かった取組①～

退勤時刻の明確化

時間を意識した働き方に向けて、**その日の退勤予定時刻を明確化**する取組についての事例が数多く提供された。

- タイムマネジメントを意識した働き方実現のための「かえるボード」を導入することによって、
 - ・自分の業務を計画的に進める意識、メリハリをつけた働き方を行う意識の向上
 - ・ライフ目標共有による声かけ促進
 - ・お互いに助け合う職場風土の醸成に成果が出ている。
- 退勤予定時刻を、個人名の書いてあるマグネットで明確化。終業時刻を意識した働き方改革へ。
(岡山県玉野市立中学校 他多数)



【ボードの設置位置を工夫】
教頭の前、全員に見える位置へ

- 退勤予定時間に応じて色分けした「残業札」を使い、全教職員の退勤時間を申告するコーナーを設置。また、勤務時間終了時にはアラームを鳴らしている。
- 勤務時間を意識して業務に集中できるようになり、時間外勤務縮減にもつながっている。
- さらに、定時退勤日には、「残業札」に「カエル札」を重ねて設置する等、意識啓発に努めている。

(静岡県浜松市立小学校)



リフレッシュデー
がんばりすぎないデー
マイ充電日
スイスイ帰る水曜日
家族ふれあいデー 等

定時退勤日の設定

メリハリある働き方に向けて、ユニークな名前を付けながら定時退勤日を設定している学校が増えています。

- 学年主任を中心に、学年職員と一緒に定時退勤できる日を設けるとともに、教職員の誕生日を週予定に組み込み周知することで、定時退勤を促した。
- 学校だよりの予定表にも「定時退勤日」を周知するなど、保護者の理解も得ながら取組を推進。

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

～事例の提供が多かった取組②～

日課表の見直し① ～下校時刻を早めて執務時間を確保～

【午前5時間授業】

- **午前中5時間授業**に変更することにより、放課後に余裕が生まれ、教材研究をする時間が確保された。教職員が概ね20分程度早く退庁することができている。（静岡県菊川市立小学校）
- 朝は、朝の会のみとし、**午前中を5時間授業**とした。また、昼休みと清掃活動を交互に行う（週3日昼休み、週2日清掃活動）**児童の下校時刻を早める**ことで、放課後の執務時間を確保し、早期退勤を実現。今年度、**一人当たり月20時間程度の時間外勤務を実現**。（栃木県鹿沼市立小学校）

【2種類の日課表の組合せ】

- 曜日による2種類の日課表を組み合わせた効率的な勤務時間運用。
- 月・火・木・金は6校時、水のみ5校時だが、2種類の日課表を組み合わせることにより、標準授業時数を確保しつつ、放課後の時間を確保。
- A日課（火水木）は児童朝学習あり（8:15～8:30）
→水のみ5校時のため、職員会議や研修は水曜に実施。
- B日課（月金）は児童朝学習なし
→火木に比べ、同じ6校時であっても朝学習がない分、放課後に子どもと向き合う時間が15分多く確保できている。
- 勤務時間中に学級事務や授業準備等の時間が確保できるようになり、1日当たりの時間外勤務が1～2時間程度にまで減少した。（北海道栗山町立小学校）

日課表						
放送	7:55～ 8:00				放送	
黙想	8:00～ 8:01				黙想	
朝の会	8:01～ 8:10				朝の会	
1	8:10～ 8:55				1	
2	9:00～ 9:45				2	
3	9:55～ 10:40				3	
4	10:45～ 11:30				4	
5	11:40～ 12:25				5	
給食	12:25～ 13:10				給食	
昼休み	13:10～ 13:35				昼休み	
掃除	13:40～13:50	(ロング昼休み)	13:40～13:50	(ロング昼休み)	13:40～13:50 掃除	
6	13:55～14:40		13:55～14:40		6	
朝の会	～14:10	～14:55	～14:10	～14:55	朝の会	
放課後	<small><月曜日></small> <small>学級の時間</small> 14:15～15:15 <small>会議</small> 15:00～ <small>夕打ち合わせ</small> 16:10～	<small><火曜日></small> 	<small><水曜日></small> <small>子ども教室</small> 14:20～ <small>会議・研修</small> 15:00～	<small><木曜日></small> <small>委員会活動・代表委員会</small> 15:00～15:45 <small>クラブ</small> 15:00～16:00 <small>※委員会、代表委員会、クラブの時は少し早めに帰りの会を終了しましょう。</small>	<small><金曜日></small> 	放課後
	<small><特日課の下校></small> 特4(給食無し) 11:35 朝の会 11:50 下校 特4(給食あり) 11:35 給食 12:15 朝の会 12:40 下校 特5(昼休みなし) 11:35 給食 13:40 下校					
完全下校	学級裁量がない時 14:30 学級裁量の時 15:15	低 14:30 中・高 15:15	全校 14:30	低 14:30 中・高 15:15	1・2・3年 14:30 高 15:15	

【午前5時間授業の日課表の例】

【その他】

- 朝の活動・中休み・給食・清掃の時間を5分間ずつ計20分短くし、放課後の執務時間を確保。（大分県国東市立小学校）

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

～事例の提供が多かった取組③～

日課表の見直し② ～下校時刻を早めて執務時間を確保～ 小学校高学年・中学校において、6時間授業は週2日まで（茨城県守谷市）

【守谷型カリキュラム・マネジメント】

- 市内統一のカリキュラム編成の工夫として、小中学校において、夏季休業の5日間の短縮（8/26授業開始）、始業式・終業式後の授業実施、創立記念日・県民の日の授業日への変更により、13日間（70コマ分）を生み出し、**6時間授業は週2日までに限定（週3日は5時間授業）**。
- 放課後の時間を生み出したことにより、教員の早期退勤が進み、**時間外勤務月45時間以下を達成した学校も出ている**。

プラン未実施		プラン実施	
	授業		授業
1学期始業式	なし	前期始業式	有①
〃 終業式	なし	→授業日	有②
2学期始業式	なし	→授業日	有③
通常の授業日	有	前期終業式	有④
〃	有	後期始業式	有⑤
〃 終業式	なし	→授業日	有⑥
3学期始業式	なし	→授業日	有⑦
卒業式	なし	→午後授業	有⑧
年度未修了式	なし	年度未修了式	なし

【1日5時間授業で教職員の勤務スタイルが変わる】

- 小学校では、授業準備や研修に充てられる放課後の時間が、1週間で135分（2時間15分）増える。
- 中学校では、部活動の指導が改善され、放課後の時間が1週間で180分（3時間）増える。

【「働き方改革」と「学習効果の最大化」「安全・安心の確保」を目指す】

- 児童側からも、小学生の体力を考慮して、毎日6時間授業による負担の回避やゆとりある教育課程を編成して学びの質を保証することができる。
- 児童生徒の帰宅時間の遅れを回避でき、安全・安心の確保にも寄与する。

児童生徒及び教師の日常の負担の平準化（週3日の5時間授業）

小学校 標準日課						中学校 標準日課					
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
	朝の会						朝の会				
1	～下校時刻について（目安）～ 4時間下校 14:00 5時間下校 15:00 6時間下校 15:45					1	～下校時刻について（目安）～ 5時間下校 15:00 6時間下校 16:00				
2											
3											
4											
	給食・昼休み						給食・昼休み				
5	部活動終了時刻（平日の目安） 5時間 6時間 3～9月 17:00 18:00 10、2月 17:00 17:30 11、12、1月 17:00					5					
6											
4時間下校		1・2年		1年		4					
5時間下校	1～6年		1～6年	2・3年	1～6年	5					
6時間下校		3～6年		4～6年		6					

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

～事例の提供が多かった取組④～

校内に働き方改革の具体策を検討するための検討チーム等を設置

- 島根県教育委員会では、各学校で取り組む際の年間スケジュール（初年度の例）案を具体的に示している。
- 「働き方改革推進チーム」を中心に、3つの学部の様式を一つに統一、出退勤時間の管理・啓発、職員朝会の短縮・行事黒板の廃止、ミーティング時間効率化のためのスタンディング・テーブルの設置、留守番電話の設置 等（徳島県立特別支援学校）

時 期	取 組 内 容 等
4～5月	<p>① 校内推進委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 校務分掌や教科、年齢等のバランスを考慮したメンバーで構成。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（委員の例）校長 副校長・教頭 主幹教諭 学年主任 教務主任 部活動主任 養護教諭 学校事務職員</p> </div> <p>② 校内で取り組む働き方改革の内容の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 「教職員の課題発見シート（ワークとライフの自己評価）^④」などを活用して、教職員一人一人の課題を把握。（※本事例集（P.4）参照。 学校全体及び教職員個人で推進する取組について、職員会議にて全教職員で主体的・対話的に検討。 <p>③ 校内推進委員会にて学校全体及び個人の取組の方向性の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ②で検討した内容と県・市町村教育委員会策定の「教職員の働き方改革プラン」をもとに、自校の「重点目標」を設定し、具体的な取組の方向性を決定。職員会議にて全教職員に周知。
6～8月	<p>④ 実践（試行期間）</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校全体及び個人の取組の実践。 進捗状況を校内推進委員会で検証し、後期の取組に反映。 夏季休業中に職員室のレイアウト等を改善。 <p>⑤ 校内研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏季休業中に「働き方改革に関わる研修会」を実施。
9～2月	<p>⑥ 実践</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校全体及び個人の取組の実践。 保護者・地域等の理解と協力の推進。 <p>⑦ 校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 好事例の校内普及。 
3月	<p>⑧ 今年度の取組の検証（次年度への反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内推進委員会及び職員会議にて、今年度の振り返りと課題を検証。 学校評価の実施（教職員の働き方改革の項目を追加）

【出典】 島根県教育委員会 「学校業務改善事例集」

- 毎月の職員会議のあとに「衛生委員会」を設定し、毎月勤務時間の振り返りや長時間勤務の理由について発表、改善を議論。（鹿児島県阿久根市立小学校）

- 「教員多忙化解消プランヒアリングシート」を作成し、校内で課題や方策について意見を集約した。次に、校内で様々な年齢層から構成されるプロジェクトチームをつくり、仕事の効率化について月1回程度の頻度で協議をした。「お互いに声をかける。」「諸帳簿、指導案の改善をする。」「会議、調査の精選をする。」「会議資料等をデータ化する。」などについてまとめ、全体に報告した。（愛知県東浦町立中学校）

地域の行事の見直し

教育課程外の活動として、地域の行事へ参加することが多く、参加のための練習・準備等で窮していた状況であったため、以下の視点で、見直しを実施。（富山県富山市立小学校）

地域行事への参加について、地域・PTAと検討会を開催し、共通理解の上、精選

高学年に集中していた参加形態を、すべての学年に分散化

地域行事への参加のための出し物等の準備や指導は、地域の専門家に協力要請

地域行事を教育課程（総合学習等）に位置付け、学習のねらいや目的等を精査し取り組む

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

～事例の提供が多かった取組⑤～

地域や保護者の力による登下校時の見守り

～児童による下校時の放送とともに地域の見守りスタート～（京都府京丹波町立小学校）



「いつも見守りをありがとうございます。
これから下校時間になりますので、
私たちの見守りをよろしくお願いします。」



- 児童の下校時に、児童が地域の家庭に向けて下校を知らせる放送（町の音声告知放送を利用）し、放送を合図に、自宅から顔を出す住民の方々など**地域に下校を見守られている**。
- また、児童が音声告知放送を行うことで、地域の学校や児童に対する関心を高め、**地域力を高める効果**も大きい。

- 教職員の下校指導の時間が減少したことにより、教員が教材研究や授業準備等に集中できる時間が増加。
- 地域や保護者が子どもの見守りについての「しゃべり場」での話合いや「子ども見守りボランティア」の登録を保護者や地域から募るなど、地域全体での子どもの見守り体制の構築を推進している。



～朝の登校指導を地域の安全パトロール隊に依頼～（静岡県浜松市立小学校）

- 勤務時間外に教職員が指定ポイントに朝の登校指導を行っていたところ、朝の登校指導は、地域の安全パトロール隊に協力してもらうこととし、教職員は校内で児童を迎えることに専念。朝の時間外勤務を削減。



I. 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

● 学校の指導体制の充実—教師の持ちコマ数軽減による教育の質の向上—

- ▶ 義務教育9年間を見通した指導体制支援（小学校英語専科指導を含めた専科指導の充実） . . . +3,201人
※ 小学校における質の高い英語専科指導教員の配置充実（+1,000人）、学校における働き方改革の観点から、小学校のチームティーチングのための加配定数の一部について、専科指導のための加配定数に発展的に見直した上で（▲2,000人）、小学校高学年における教科担任制を含む専科指導の積極的取組への支援（+2,201人）
- ▶ 中学校における学びや生活に関する課題への対応 . . . +100人

● 学校の運営体制の強化—校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減—

- ▶ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員） . . . +20人
- ▶ 主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 . . . +20人

※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で+3,726人の改善。
 （振替2,000人を除く改善は+1,726人）



II. 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用

- 学力向上を目的とした学校教育活動を支援する人材の配置を支援 . . . 32億円【8,000人(+300人)】
- スクール・サポート・スタッフの配置を支援 . . . 19億円【4,600人(+1,000人)】
※ 学習プリント等の印刷・仕分け、採点業務の補助、来客対応や電話対応等、教師の業務をサポート
- 中学校における部活動指導員の配置を支援 . . . 11億円【10,200人(+1,200人)】
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実 . . . 67億円
【SC:全公立小中学校27,500校、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置2,900校（+1,500校）】
 【SSW:10,000全中学校区、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置2,900校（+1,500校）】
- 理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置を支援 . . . 2億円【3,100校】



III. 学校が担うべき業務の効率化及び精選

- 学校の働き方改革のための取組状況の調査実施・分析、優良事例の展開 . . . 0.3億円
- スクールガード・リーダーの助言に基づき、地域ぐるみで見守り活動を行う体制を整備 . . . 3.4億円
- 学校と地域それぞれの適切な役割分担を検討するため、地域と学校の連携・協働体制を構築 . . . 67億円

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

令和2年度予算額（案）
1兆5,221億円（21億円増）
（前年度予算額 1兆5,200億円）



学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数**+3,726人**を改善
 学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、新学習指導要領の円滑な実施を実現

・教職員定数の改善	+ 82億円（+3,726人）	・教職員配置の見直し	▲43億円（▲2,000人）	・人事院勧告による給与改定	+ 72億円
・教職員定数の自然減等	▲ 86億円（▲3,925人）	・教職員の若返り等による給与減	▲ 4億円	計 対前年度	+21億円

振替2,000人を除く改善は+1,726人
（令和元年度予算は+1,456人）

学校における働き方改革 計 +3,341人

- 加配定数 +3,411人**
- 教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上**
 (※) 教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上のための加配定数の活用にあたっては、在校等時間の客観的な把握が確実になされていることが必要。
- ◆ **小学校専科指導の充実** +3,201人
 - ・ **小学校英語専科指導のための加配定数** +1,000人
 小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員を充実
 (※1) 専科指導教員の英語力に関する要件①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者、②2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者、③CEFR* B2相当以上の英語力を有する者、④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者
 *外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠
 (注)：②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあっては特別免許状を授与することが必要。
 (※2) より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあたって一定以上の英語力（CEFR B2相当以上等）を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員加配の仕組みを構築。
 - ・ **義務教育9年間を見通した指導体制への支援** +2,201人
 専科指導に積極的に取り組む学校や、子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小・高学年における専科指導に積極的に取り組む複数の学校（「学園」）を支援。
 (※) 指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のティーム・ティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残りの4,000人については、高学年の体育や理科といった専科指導が行われる教科にも活用されている。この定数については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直す。（2年間で段階的に実施）
 - ◆ **中学校における生徒指導や支援体制の強化** + 100人
 中学校における学びや生活に関する課題への対応を行うため、生徒指導や支援体制を強化
- 学校運営体制の強化**
- ◆ **学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員）** + 20人
 - ◆ **主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化** + 20人

複雑化・困難化する教育課題への対応（再掲除く）計 +385人

- 基礎定数 +315人**
- 教育課題への対応のための基礎定数化関連**
 (H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)
- ◆ **発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実** +426人
 - ◆ **外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実** + 79人
 - ◆ **初任者研修体制の充実** + 39人
 - ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲229人

- ◆ **いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化** (再掲) +100人
- ◆ **貧困等に起因する学力課題の解消** + 50人
- ◆ **「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備（養護教諭、栄養教諭等）** + 20人
- ◆ **子供が切磋琢磨できる学習環境の整備** (再掲) +201人
 （統合校・小規模校への支援）

現在、中央教育審議会で、小学校高学年における本格的な教科担任制の導入など、新しい時代を見据えた学校教育の実現に向けて、教育課程、教員免許、教職員配置の一体的検討が行われており、これらの検討については、令和元年度中に方向性を、令和2年度には答申をいただいた上で、教師の勤務実態状況調査を実施することとなる令和4年度以降に必要な制度改正が実施できるよう、文部科学省として検討を進めることとしている。令和3年度においては、「義務教育9年間を見通した指導体制への支援」のための令和2年度予算の効果を検証し、子供が切磋琢磨できる学習環境の整備の観点を含め、その検証結果を上記の制度改正に反映する。

補習等のための指導員等派遣事業

令和2年度予算額(案) 62億円
(前年度予算額 55億円)



多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援
公立学校の教育活動として実施する次のような取組を行うサポートスタッフ(非常勤)の配置に要する費用の1/3以内を補助

「チーム学校」の理念を踏まえ、教師と多様な人材の連携により、「**学校教育活動の充実**」と「**働き方改革**」を実現

学力向上を目的とした学校教育活動支援

事業内容 予算額(案) : 32億円 (+1億円)
人数 : 8,000人 (+300人)

拡充 ●児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援

(例) **児童生徒の学習サポート** **学校生活適応への支援**

- 補習や発展的な学習への対応
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組
- 地域の教育資源を活用した学習活動の支援(総合的な学習の時間の学校外学習)

- 不登校・中途退学への対応
- いじめへの対応



進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援
- 就職支援



教師の指導力向上等

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援

想定人材

当該分野に知見のある人材(退職教職員や教師志望の大学生など)

実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

国1/3、都道府県・指定都市2/3

スクール・サポート・スタッフの配置

事業内容 予算額(案) : 19億円 (+5億円)
人数 : 4,600人 (+1,000人)

拡充 ●教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、教師の負担軽減を図れるよう、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援

想定人材	実施主体	負担割合
地域の人材(卒業生の保護者など)	都道府県・指定都市	国1/3 都道府県・指定都市2/3

※各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。
※会計年度任用職員への移行に伴う「期末手当」を支援

中学校における部活動指導員の配置

事業内容 予算額(案) : 11億円 (+1億円)
人数 : 10,200人 (+1,200人)

拡充 ●適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会への部活動指導員の配置を支援

新規 ●学校区域等の地域人材に加え、より広範囲で人材確保を進められるよう「交通費」を支援

想定人材	実施主体	負担割合
指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材	学校設置者(主に市町村)	国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 (指定都市: 国1/3、指定都市2/3)

※スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。
※支援に際しては、上記ガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分する。
※交通費については、人材確保のための人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者に対して支援を行う。

※支援に際しては、各自治体において客観的な在校等時間の把握等を行っていることを前提とする。

義務教育諸学校等の体制の充実(チームとしての学校)及び学校と地域との連携・協働体制の構築を図るための関連予算 (令和2年度予算額(案))

学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実や、学校と地域との連携・協働体制の構築を図ることにより、学校における働き方改革を進めるとともに、複雑化・多様化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実

① 教職員(義務標準法で基幹的な教職員として規定)

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革(義務教育費国庫負担金) 令和2年度予算額(案) 3,726人の定数改善(振替2,000人を除く改善は1,726人)

○加配定数の改善: 3,411人増 ○基礎定数の改善: 315人増

■学校における働き方改革

- ・義務教育9年間を見通した指導体制支援(小学校英語専科指導を含めた専科指導の充実)
- ・中学校における学びや生活に関する課題への対応
- ・学校総務・財務業務の軽減による学校の運営体制の強化(事務職員)
- ・主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化



■複雑化・困難化する教育課題への対応

- ・平成29年の義務標準法改正に伴う基礎定数化関連(通級による指導、日本語指導、初任者研修)の定数の増減
- ・貧困等に起因する学力課題の解消
- ・「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備(養護教諭、栄養教諭等)
- ・子供が切磋琢磨できる学習環境の整備(統合校・小規模校への支援)(再掲)

③ サポートスタッフ:学校の実情に応じ、補助金等により配置促進

スクール・サポート・スタッフの配置 令和2年度予算額(案):19億円(5億円増)

○配置人数 4,600人 (主な業務内容)・学習プリント等の印刷・仕分け、採点業務の補助、来客対応や電話対応 (+1,000人)

中学校における部活動指導員の配置 令和2年度予算額(案):11億円(1億円増)

○配置人数 10,200人 (主な業務内容)・部活動の実技指導や学校外での活動(大会・練習試合等)への引率 (+1,200人)

- ・教師を中心に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、**学校の教育力・組織力を向上**。
- ・校長のリーダーシップの下、**教職員や様々な専門スタッフがチームとして適切に役割分担**。
- ・併せて、平成31年1月にとりまとめられた**学校における働き方改革に関する中央教育審議会答申**を踏まえ、**業務改善を一層徹底**。
- ・これらにより、**学校における働き方改革を進め、教師は授業など子供への指導に一層専念**。

② 資格等を有する専門スタッフ:学校の実情に応じ、補助金等により配置促進

スクールカウンセラー 令和2年度予算額(案):49億円(1.3億円増)

- 全公立小中学校への配置 : 27,500校
 - 貧困対策のための重点配置 : 1,400校
 - 虐待対策のための重点配置【新規】: 1,000校
 - いじめ・不登校対策のための重点配置【新規】: 500校
 - 質向上のためのスーパーバイザーの配置【新規】: 67人
- (主な業務内容)・児童生徒へのカウンセリング、教職員、保護者に対する助言・援助
・事件・事故等の緊急対応における児童生徒の心のケア 等



スクールソーシャルワーカー 令和2年度予算額(案):18億円(1億円増)

- 全中学校区への配置 : 10,000中学校区
 - 貧困対策のための重点配置 : 1,400校
 - 虐待対策のための重点配置【新規】: 1,000校
 - いじめ・不登校対策のための重点配置【新規】: 500校
 - 質向上のためのスーパーバイザーの配置 : 47人 → 67人
- (主な業務内容)・福祉関係の関係機関・団体とのネットワーク構築、連携・調整
・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 等

看護師、外部専門家 令和2年度予算額(案):19.2億円の内数(1.2億円増)

- 切れ目ない支援体制整備充実事業
・医療的ケアのための看護師: 1,800人 → 2,100人
・特別支援学校における自立活動充実のための外部専門家: 348人

学校教育活動支援 令和2年度予算額(案):32億円(1億円増)

- 配置人数 8,000人 (主な業務内容)・児童生徒の学習サポート、専門性を持った外部講師による出前授業等 (+300人)

学校と地域との連携・協働体制の構築

学校と地域が対等な立場で話し合い、役割分担を見直し、互いに**連携・協働する体制を構築**。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進 令和2年度予算額(案):67億円(8億円増)

- ・保護者や地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会の設置・促進、及び持続可能な推進体制の構築
- ・地域学校協働活動推進員等の配置と組織的で安定的に継続できる「地域学校協働本部」の整備(地域学校協働本部:7,000本部 → 8,000本部)
- ・様々な地域学校協働活動のうち、登下校や休み時間における対応など学校における働き方改革を踏まえた取組と地域における学習支援等に対して重点的に支援

